

平成22年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成22年6月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	南 喜代志	総務部長	岡野 勉
市民部長	高田 一巳	健康福祉部長	新庄 敏雅
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
環境経済部政策監	竹内 睦夫	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	中島 宗七	総務部次長	井狩 重則
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	佐敷 政紀
書記	吉川 加代子	書記	中原 正隆

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第54号から議第57号まで
(野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例他3件)
質疑、各常任委員会付託
- 第4 議第59号から議第61号まで
(滋賀県自治会館管理組合規約の変更について他2件)
質疑、討論、採決
- 第5 請願1号及び請願2号
各常任委員会付託
- 第6 議第62号
(平成22年度 野洲市一般会計補正予算(2号))
提案理由説明、質疑、各常任委員会付託
- 第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

○議長(鈴木市朗君)(午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(鈴木市朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布しました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、平成21年度野洲市各会計決算の状況について、市長より関係資料が提出され、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(鈴木市朗君)

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、8番梶山幾世君、第9番井狩辰也君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(鈴木市朗君) 日程第3、議第54号から議第57号まで、野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例他3件を一括議題とします。

議案質疑通告書が提出されております。お手元の議案質疑一覧表のとおり発言を許します。

まず、第1番、太田健一君。

○1番(太田健一君) おはようございます。それでは、議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今回の改正で、個人住民税について、16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除、地方税分に33万円、及び16歳以上19歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ分、地方税分12万円を廃止とあります。これは、政府による子ども手当、高校授業料無償化の財源とするために、これによる個人住民税は4,569億円もの大增税になります。まず、1点目にこの年少・特定扶養控除廃止によるそれぞれの野洲市内の影響額をお聞きしたいと思います。加えまして、今回の地方税法の改正は、期限付で税負担の軽減を定めた特例措置の見直しで、大企業優遇の政策誘導を拡充・恒久化、証券優遇税制も継続する内容となっており、先ほどの2点目の市民に対する増税に関しても問題があります。このように、大きな問題を含んだ税条例の改正となっていますが、この扶養控除廃止によって生まれる諸制度への影響に至りましての明言について、国会での共産党議員の、1人でも負担増があってはならないという追及に、夏までに方向を出すと、当局は答弁しています。

2点目に、こういった問題に対しての野洲市としての見解を求めます。

3点目に、個人住民税額を基準として、保育料や市営住宅の家賃、丸福に関連することなどがずっと関係して金額等が決まっていると思いますが、この扶養控除がなくなることによって、こういったことにも影響して、付随して、値段が、金額が上がってしまうことになると考えられますが、対策が講じられているのかをお聞きします。さらに、このほかに影響を受けるところがあれば具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、太田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目のそれぞれの影響額ということについてでございますが、扶養控除の見直しは平成24年度分から適用となるものでございますが、平成22年度課税で所得割が課税される方を対象に試算をいたしますと、年少扶養親族対象者で2億1,714万円、特定扶養控除の上乗せ分対象者では1,020万円と試算をいたしております。

2点目の個人住民税額と連動している医療福祉制度への移管の影響につきましては、ご承知のとおり、現在、政府税制調査会において、控除廃止の影響に係るプロジェクトチームを設置され、負担基準の見直し、あるいは経過措置の導入など、適切な措置の検討が行われております。市といたしましては、その動向を見守りたいと考えております。

3点目のご質問であります。保育料及び市営住宅への家賃につきましては、2点目でもお答えいたしましたように、プロジェクトチームで検討されております30数項目の中に挙げられておりますが、現在のところ影響については把握できる状況ではございません。

なお、福祉医療につきましては影響はございません。また、例えば幼稚園保育料の減免や児童扶養手当等の施策につきましては、対象者や世帯構成員の違いなど、具体的な影響は把握できませんが、一般的には制度改正による影響は少ないと予想いたしております。

以上、答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） 再質問させていただきます。年少と扶養控除と特定扶養控除でそれぞれ2億2,000万ぐらいという増税になるのはかなり大きな負担になると思います。もちろんこれは子ども手当との抱き合わせになるので、そことの差し引きの額でまたそれぞれの家庭によってまた違うと思うんですけど、現実これが増税になって、これだけの分市内で影響が出るというのは大きい問題だと思います。

保育料のほうにこれが影響すると、跳ね上がりしてしまうという、僕もちょっと担当課に行かせてもらって、話をちょっと聞かせてもらったんですけど、この控除廃止によって保育料がそのものが、この基準から、要するにランクが上がってしまって保育料が高くなってしまふことが、今の答弁にもありましたけど、現実起こり得ると。そうなるとしたら、それに対してその基準を、僕もこれ資料をもらったんですけど、野洲市保育料金額表、これは市で決めている基準のものだと聞いてるんですけども、基準としているランクを

変えていかないと、だめなんじゃないかと。今後24年から、現実に影響を受ける方がたくさんいると思うんですけども、それに対して基準を変えていこうというようなお考えはあるのかどうかを聞かせてもらいたいのですが。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） おはようございます。太田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、ご質問にございましたように、国ではですね、8段階の徴収基準を設けております。税率が動けば、基本的にはこの8段階の金額も基本的にはこれまでですと動いてきたということを考えております。本市の場合ですと、その8段階をさらに細かくということで、倍の16段階の保育料を算定しておりますので、今回これがもし実施されれば、保育料につきましては、なぶらなければならないと考えておりますし、影響額に相当する金額については、市としても現行と同じような形で、収入は変わっておりませんので、下がった分については、それを考慮しながらこの16段階の所得税の幅ですね、刻みですけれども、これについては改正をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 改正していくお考えもあるということで、この改正がないと、保育料が本当に上がってしまっても大変になる方々もたくさん出ると思うんで、それはそういう方向で頑張っていってほしいと思います。

あと、今回の制度自体が先ほども申し上げましたけど、子ども手当との抱き合わせで来年以降の月額2万6,000円が支給される保証が全くありません。これは、先日の毎日新聞のネットのほうのニュースに載ってたのをちょっと見たんですけど、これに民主党の目玉政策だった子ども手当は11年度からの満額支給は実現しない見通しとなったというふうにも、こういう発表、記事がありました。このように、扶養控除、これだけが残ってしまう可能性があります。子ども手当が仮に全くなってしまったら、大增税、増税だけが残るといようなことにもなると思います。

これは選挙目当てのばらまきとも言われ、財源も不十分で、市民の暮らしの負担増となる可能性があります。こういったような今回の改正には到底納得できるようなことではないということを訴えて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 次に第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。議題57号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今回の条例改正は、ごみ袋の値上げであります。これまでの説明では、ごみ袋を有料にしたときは、分別収集も3品目だったが、現在は13品目となり、収集費用も高くなっている。当初、処理費用の20%を設定したが、現在13%になっており、家庭系を20%に、事業系は60%にした。多くの自治体で処理費用の20%の費用を手数料にしているという、そういう説明でありました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の責務に、ごみの処理はきちっと明記されております。その関係で、大津市や栗東市ではこれまで無料にされてきました。

今回、大津市で初めてごみ袋の有料化が議論されておりますが、当局の説明では、多くの自治体で処理費用の15%となっているから、大津市も15%の手数料にしていくということが言われており、値上げの根拠としての野洲と5%も違ってきます。

1点目、行政は値上げの根拠として、都合のいい数字を出して、多くのところでということで納得させようとしています。処理費用の、総費用の塵芥処理費と塵芥処理施設費の合計8億1,964万円です。手数料の算定基礎は、人件費と維持管理費に負担率20%をかけた金額を家庭収集系ごみの手数料にされたのですが、算定基礎の金額は幾らなのか、さらに20%の根拠を明らかにされたいと思います。

2点目、当局が出されました資料でも、施設整備費は除くところや、収集運搬中間処理、最終処分費と限定しているところもあります。野洲市で、収集運搬中間処理、最終処分費をベースにすれば幾らになるのか明らかにされたいと思います。

3点目、東近江市や高島市では、袋の製造単価となっております。それならば一体野洲では幾らになるのか明らかにされたいと思います。

4点目、生活する上で、ごみは生きている証拠です。すべての人間の生きている証ですが、高収入の人も低所得者の人も胃袋は一つです。出すごみも一人当たりでは、大体同じではないでしょうか。低所得者にとってごみ袋の値上げは生活を直撃します。1.5倍から2倍の値上げというのは、収入がふえない中、負担だけがふえ、もう削るところは何もありません。公共料金の値上げは生活を圧迫するということをどのように考えておられるのか見解を求めます。

5点目、新聞、雑誌、ペットボトル、缶、ビン、古着などは、ごみを資源として無料回収をされています。生ゴミも資源として無料回収するシステムが必要ではないでしょうか。

見解を求めます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） おはようございます。ただいまの野並議員の議第57号の手数料の一部を改正する条例に対しましての質問にお答えいたします。

1点目の家庭系収集ごみの手数料の算定基礎の金額は6億6,899万5,861円です。

次に、20%の根拠については、昭和57年当時、野洲クリーンセンターの稼動に合わせて設定を行ったごみ処理経費に対する負担率20%の設定方法を根拠としております。なお、この負担率を元に算定した上で、近隣市とのバランスなどを十分に考慮に入れ、受益者がその受益に応じた負担をするという受益者負担の考えのもと、ごみ処理を継続的に安定して行えるよう、ごみ処理手数料を設定しております。この結果、一番生活に密接な可燃ごみで15.8%としております。

2点目の、収集運搬中間処理、最終処理費をベースにすれば幾らになるかという点につきましては、ごみ処理に係る経費は、収集運搬、中間処理、最終処分費すべてを含めての経費であり、各個別の経費のみをとらまえて検討することは不自然と考えております。本市といたしましては、全経費の中から、施設整備を除いた経費をベースと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の、袋を製造単価とした場合について、例えば昨年度の可燃ごみ大の場合で、1枚1円82銭でございます。現行手数料1枚25円の約5分の1の単価となり、今日市税の増収が見込めない状況にあって、先ほどの質問と同じ収入減の分を税金で賄うことは無理と考えております。

4点目の、今回のごみ処理手数料の改正に伴う、低所得者への影響についての考え方についてお答えします。今回のごみ処理手数料改正に伴う1人当たりの手数料負担は、現行1,295円から1,996円と701円の増額、月当たり58円となりますが、最低限の受益者負担を願う観点から、現在のところ減免は考えておりません。

最後に、5点目の生ごみを資源として無料回収するシステム化の必要性についてお答えをいたします。近隣では生ごみを分別収集し、堆肥化、循環を行う甲賀市の水口テクノス、生ごみ循環エコロジーシステムが平成14年度から稼働しておりますが、この事例をそのまま本市に導入することは、分別収集の徹底や、施設建設及び運営費、さらには有機農業などへの利用方法を含め、課題も多くあり、すぐに導入することは困難であると考えてお

ります。現に、このシステムは運営経費だけでも年間約1億円以上かかっているだけでなく、市民にさらなるごみの分別、排出の作業負担がかかるなど、運営面の難しさがあり、甲賀市において全市にこのシステムが普及していない原因ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

申し訳ございません。ただいま説明させていただいた中で、3点目の袋製造単価のところで、1枚1円82銭と申し上げたようですが、1枚5円82銭でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） このごみ袋の積算根拠、6億6,900万円という金額を出されたのですが、それは一体何と何を、施設整備費を除いたら6億6,900万という金額になるんですか。全体的には、処理費用の合計は8億1,964万円なんですけども、何を除かれたのでしょうか。それが1点。

それと、2点目もだから、施設整備費だけを野洲、除いたということですが、それだけの金額がかかっているのかなというのが、数字的にわかりませんので、お答えをお願いします。

3点目の、袋の原価だけを徴収しているという、これはごみの収集は地方自治体の責務というところをもとにされているというふうに思うんです。やはり観点的に手数料を取っていくということに対して、税金の二重取りではないかということが言われて、裁判を行ったところもあるようですので、そういう意味では税の中で賄っていくという、そういう基本で進められているんだというふうに思うんです。

いろいろと検索をしていましたら、税と手数料の充当の仕切り分けということで、ちょっと拡大できませんか。難しいですか。台紙に貼り付けてこなかったから。もっと拡大できませんか。もっともっと。ずっと。税で実施という赤いところですね。手数料で実施という、この部分で、税で実施というのがごみの処理事業、従来のリサイクル事業というのを税で実施、手数料は新たなリサイクル、啓発事業、環境学習、活動支援、生活環境美化、不法投棄対策、集積所美化等というふうな形で有料化をするに当たって、自治体が住民に説明をする資料として出された考え方なんです。こういうふうな形で手数料を徴収させていただきたいと、無料だったところの有料になるときの、そういう説明がされています。これもやはり、ごみの収集そして処理は地方自治体の責務というところに基本ベースがあるんですね。それがあから、こういう形で住民説明が行われていると。

20数年前の野洲のクリーンセンター建設時に設定をしたということですが、私もそのときにはかかわっておりませんので、それが十分にそのときに議会の中で議論されたのかどうかというのは、ちょっとわからないんですけども、本来その段階でこういうことが出されているというふうに思うんです。基本的に二つに分かれてますね、結局は。処理費用を大津は15%。野洲が20%。多くのところで野洲で20%と言うてるのに、何で大津で多くのところが15%になるんやろうねと言うて、向こうの市会議員と話してたんですけども。結局都合のいい数字を出しているだけやなと。20%が多くと言われるんでしたら、全部の有料にしてる自治体で、積算根拠として20%になっている自治体が何自治体あってという、ちょっと多くのところとごまかさないで、言っていただけませんか。

次に、本当に暮らしている中でごみは必ず出ます。畑とかそういった持っておられるところは、生ごみを土に返すというふうなことができると思うんですけども、アパートとかマンションとか、敷地も全然そういうものがないようなところでは、全然土に返すというのができない。まあ確かに、リサイクルするための電動式とか手動式とかいろんな形がありますけども、結構あれ手間がかかります。ですから、本当に根気よくやらないと資源に返していくということができない。途中でもう挫折してしまうというような状況もお聞きしてますので、ですからできる人とできない人が出てくるという状況がありますから、基本はやはりみんなが公平に行政はするべきだと思います。

今、減免のことは全く考えていないということをおっしゃっていましたが、紙おむつを使っている、赤ちゃんの世帯とか、高齢者の世帯とか、障がいのある方の世帯とか、そういった、紙おむつって結構かさになるんですよ。そういうふうなところに対しての手当てということは、野洲ではされてませんね。無料から有料になった自治体では、そういったことの手当てがされてるんです。無料でその部分を、袋を渡すというふうな形で手当てがされてるんですけども、今回そういうふうな検討はされないのでしょうか。お尋ねをいたします。

それと、もう既にごみ袋の値上げがあるということは、野洲民報等でも知らせてますので、皆さんちょこちょこ買いためされてるんです。一遍には家計の中では無理なので、ちょっとずつ、袋を1袋買うところを3袋買うたりとか、ちょっとずつ買いためしているのを聞きますのでね。そうすると袋というのは手数料ですよ。手数料を前倒しで先に買ってるというところですね。出すときに手数料ですけども、既に事前に行政にはお金が入ってるんですから、行政は前倒しで手数料をもらってるという形になりますよね。そ

れが、この条例では袋を使える期間が2年までで、それ以後はその袋は全く使えないという形になってますよね。それはやはり、以前よく問題になった不利益不遡及の原則、公務員が人勧でもう既に給料もらってるのに、年末さかのぼって引き下げられてごっそりというきに、かなりこのことが全国的に話題になりましたよね。不利益不遡及の原則に反するという事。これに当たるんじゃないかと思うんです。既に手数料としてもう納めてる。それがもう使えなくなるということは、手数料は先に納めてるんですからね。この原則に反するのではないかということで、その見解を求めたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いません。

1点目の、6億幾らはというご質問でございますが、先ほどのご説明させていただいた中で、今回のこの家庭ごみの収集ごみの手数料の算定基礎についてご説明をさせていただいた分が6億幾らでございます、トータル金額は、全体の金額は8億幾らでございますので、当然その差額の分については事業系のごみ、あるいは直搬というか、直接搬入をされるごみの部分とがございますので、結果的にはその差というのは、そういったものであるというようにご認識をお願いいたしたいと思えます。

2点目も、同じような内容でございましたので、ご説明とさせていただきたいと思いません。

3点目の、地方自治体の責務の話でございますが、おっしゃるように一般ごみにつきましては地方自治体の責務となっております。かつて、無料で収集をされておりましたところが、近年有料化されておられる、大津市の先ほどおっしゃった例もそうでございますが、国のほうで廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針というものを平成13年に制定をされておまして、地球温暖化をはじめとする環境の諸問題に対応するために、循環型の社会形成が必要であるというようなことから、こういう方針を出されたわけでございますが、その中で平成17年にこの方針を一部改正をされまして、市町村は経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるというような方針を出されておまして、これによりまして有料化される自治体も多くなっておるといようなこともあろうかと思えますし、先ほどご説明させていただいた中でも申し上げましたように、出され

る方、利用者でございますが、受益のある方がその受益に応じて負担をいただくということで、受益者負担の原則から見ても有料化につきましては、本市が当初より行っておる考え方で、今日的な考え方と合致するのではないかと思います。

また、その中で、どういった形でその負担、税でどこまで賄うか、あるいはまた手数料でどの部分を賄うかという部分につきましては、それぞれの自治体で判断、そこまでは決められたものではございませんが、4点目の20%のところはというお話でございますが、資料は持ってきておりませんが、1月の全員協議会で、この手数料の改正に伴い審議の答申をご説明申しておりますが、その中にも一部載っておりますが、近隣ですと守山市が施設整備費用を除くごみ処理費用の25%、4分の1、草津市につきましても17%、栗東市につきましても、施設整備費を入れた金額の10%等々と、近隣につきましても若干ここらは20%と高いわけでございますが、そういった形で負担率を決定しておると、そういった状況であります。

5点目の減免の件でございますが、紙おむつ等使用されるものにつきまして、検討はされないのかというお話でございますが、先ほどお話し申し上げましたように、一定の公益負担と申しましょうか、それぞれの生活に応じてごみは発生をいたしますが、今回の改正の中では受益者負担ということで検討は、減免につきましては考えておりません。

6点目の買いだめの件でございますが、不利益不遡及の原則とおっしゃいましたが、今回改正をするに当たって、買いだめされるのが、果たして不利益不遡及の原則に合致するのかと考えますと、いささかそれは筋違いではないかと思いますので、以上をもって回答とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 今回のこの値上げ、本当に毎日毎日ごみは出ます。そういう生活、人間が生きていく限りにおいて出てくる部分でありまして、年間701円、月58円と言われても、家族が1人の分ですから、家族が2人いれば倍になりますし、先ほど言いました、紙おむつを使っている赤ちゃんの世帯とか、高齢者の世帯ではこの金額では済まないのではないかとこのように思います。そういうことにおいて、やはりもう少し生活をしている市民のところを考えていただきたいと思うんですけども。行政の中にそういうふうな発想はなかったんでしょうか。

それぞれの地方自治体でこれだけ差が出てきているわけですね。東近江市や高島では原価だけでという形で、野洲はそれの5倍になるということですから、地方自治体の考え方

によってこれだけの差が生まれてきているという意味において、そしたら手当てをせんならんところはどうするんやというところの考え方がなかったのか。ないのであるならば考えていただきたい。

今言われた、不遡及の原則に反しないという、これは今言いましたように、心理的に倍になるんですね、プラスチックのごみ袋。そうすると、倍になるという意味では、買っところかというのが働くというのは、これ当たり前と違いますでしょうか。消費税の税率が上がるというときに駆け込みでふえるというのは、国もそれは、消費税が上がる前に景気がどんと上がるというそれと同じで、心理的に買われるというのは当然だと思うんです。そういうふうなところが、もう既に手数料として納めているのに、それが使えなくなるというのはね。だから、値上げのするときは交換をしていくとかね、不利益にならないように、先にお金は払ってるんですから、交換をするというふうな形で不利益にならないような対策がとられてるんですけども、これやとそういうふうな形にはならないんですよね。ですから、ここの部分での条例をつくるに当たって、そこまでの検討がされたんかどうかという部分。条例をこれちょっと変えんとあかんのと違うのかというふうに思うんですけども。不利益にならないような条例にしないでほしいというふうに思いました。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。ごみの手数料問題、去年の集中改革プラン、6月から出させていただいていろいろご議論いただきまして、委員会、審議会ももっていただきました。そして、パブリックコメントもお出ししました。今回、ご質問いただいて感謝をしております。ただ、もう少し深まりのあるご質問であればよかったですかなと思います。

先ほどの、8億と6億の違いはよくご存じのはずで、家庭系のごみの処理費はおっしゃったので6億何がしと出ただけでございます。今さら入口でこういうことではちょっと心配でございます。

まず、ごみの問題ですけども、先ほども部長、法律といいますか、環境省の解釈に触れて言いましたけども、自治体の責務になっています。なぜ、法の趣旨はどういうことかと言いますと、有料か無料かということじゃなしに、衛生の問題です。塵芥が散らばったら困る、あるいは家庭ごみをほっておいて伝染病が起こる。ですから、機関的な業務として市町村に義務付けられています。今環境省が所管ですけれども、元々は厚生省の衛生の機関の業務です。し尿処理と一緒に。ただ、昔は負担が少なかったのが無料という前提で

したけど、責務と受益者負担は全然別の考え方です。ですから、市町村は家庭系のごみの処理の義務を負っているわけです。ただ、現在を見ますと、野洲市で、これだけ小さな町で8億を超えています、一般財源から。これをすべてただということはありません。じゃあ、生ごみだけでもただでいいのかと言えば、生ごみと申しますか、可燃ごみになりますね。そうすると、結局いろんなものが入ってきます。ですから、市民がどれだけ負担をしていただくかという中で設計をしないとイケないと思います。補助は一切ございません。ですから、今も東近江とか大津の例を挙げられましたけども、自治の機関でございまして、市民がどれだけ持ち寄って出すのか、それを一般の税で出すのか、一部どれだけ受益者負担かということです。

野洲市の場合は、当初から施設を設定したときから有料化が議論されてなってます。遅れた自治体は無料を引き継いでましたけども、先ほどの大津みたいに。有料にしようと思おうとかなりの抵抗がありますから、いろんな措置がされています。でも、野洲市の場合は20%で始まっていますので20%を前提にして、全国を調べるといっても余り意味がないです。というのは、野洲市の場合は今回ごみ処理会計で、10億、8億というのを出しましたけども、何をどう含めるのかというのは計算がまだ確立をしておりません。今回の野洲市の場合は、現在では最新のごみ処理会計の仕組みで、10億、8億出しましたが、よその母数がどれだけなのか出てませんから、近隣を見ながら20数%ですので、野洲市も従前の20%でいこうということで考えております。

私も、ごみの手数料をそんなに上げたいと思っていません。でも、結局一般財源で出せば一般の方からの財源でいっている。ごみを出す人がたくさん受益を被るのはいけませんので、従来の20%の中で一律上げさせていただきたいということです。確かに、生活に困っておられる方がありますけれども、本当に困っておられる方は生活保護ですし、子どもさんお持ちの方、これも紙おむつを使っておられる方、そうでない方もありますし、そのあたりについては、児童への手当とか、今回子ども手当もそういう発想でなされてると思いますので、いろんな制度をどんどんつくっていくよりは、私も子育てというのは大事だと思ってますから、最大限の措置をしておりますが、そういう中でまずは担保されるものだろうと思ってまして、ごみの手数料で小細工をするというのは余り好ましくないと考えております。ですから、生活が困窮している方、あるいは子育ての方に一方的に負担をかけるという趣旨で今回やったものではございません。

それと、もう一つごみの袋の現行の使用期間を定めたこと、これはおっしゃるように、

善良な市民を前提にしていますから、無際限にしますとむしろ買いだめが起こって資源の無駄遣いになります。まさに。そういうことから考えますと、一定の1年半という妥当な期間を出させてやらせていただきました。ただ、間違ってたくさん買われた方、あるいは、今、野並議員がおっしゃいましたように、買いだめし過ぎたと今気がついておられる方については、別途要項等で、条例外の措置できちっと対応させていただくことを今検討しております。ただ、この枠をはめておきませんと、無際限に買われる方が出てくる可能性がありますので、これはお金の問題じゃなしに、プラスチック袋、劣化します。それがためられるということで、まさにこれ資源の無駄遣いになりますから、やはりこういう仕組みを、これが1カ月、2カ月でしたらおかしいですけど、1年半きちっとお伝えした上で組み込ませていただくほうが賢明な方策ではないかなというふうに考えております。

それと、昨日、一昨日全国市長会ですて、原口総務大臣が新任で来まして、地方環境税を創設するとか、あるいは地方消費税をまた拡充するという話がありました。そんなことをされるよりは、やはり自分たちのごみは地元で、自分たちの負担でやるべきであって、まだ環境税まで創設されようというおそれがありまして、まだその議論と比べれば、大いに私たちは物すごく透明性を持って今作業しているつもりですので、20がいいのか、25がいいのか、むしろ都市計画税のときは野並議員は受益者負担であれば納得できる。応能じゃなしにすべて受益とおっしゃったので、私は20%は低い、30%、50%にせよとむしろおっしゃるのかと思ったんですが、逆だったので今回残念でございましたけれども。

以上、心も踏んだ上でのご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 野並議員、終わりました。

次に、ただいま議題となっております、議第54号から議第57号までの各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第4）

○議長（鈴木市朗君） 日程第4、議第59号から議第61号まで、滋賀県自治会館管理組合規約の変更について他2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、議第59号から議第61号までの各議案については、通告による質疑はございません。

お諮りいたします。議第59号から議第61号までの各議案は、会議規則第39条第3

項の規定により、委員会付託を承諾したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、議第59号から議第61号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第59号から議第61号までの各議案について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

それでは直ちに、採決いたします。議第59号から議第61号までの議案3件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案3件について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。ご着席願います。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) 起立全員であります。よって、議第59号から議第61号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

(日程第5)

○議長(鈴木市朗君) 日程第5、請願第1号及び請願第2号、子どもの医療費無料化を求める請願他1件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第1号及び請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(鈴木市朗君) 日程第6、議第62号、平成22年度一般会計補正予算(2号)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) まず、追加議案の提案説明に入る前に、1件ご報告申し上げます。去る5月31日をもちまして、平成21年度の出納整理期間が終了いたしましたので、予算の執行結果についてご報告申し上げます。

お手元にお配りしております、平成21年度各会計決算の状況をごらんいただきたいと思っております。

一般会計の決算状況についてご報告申し上げます。歳入決算額は187億6,153万2,289円で、歳出決算額は183億6,747万2,231円となり、形式収支額は3億9,406万588円で、この額から平成21年度繰越明許費及び事故繰越の一般財源の1億585万9,000円を差し引いた実質収支額は2億8,820万1,058円となりました。

また、特別会計や企業会計につきましても、一般会計と同様に無事決算を迎えることができました。

なお、詳細につきましては、決算認定に付します9月の定例会でご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議第62号平成22年度野洲市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の平成22年度野洲市補正予算書をごらんください。

まず、1ページをお願いします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ759万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を184億6,679万とするものであります。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、6ページの第2条をごらんください。

土木費の野洲駅周辺都市基盤整備事業のうち、景観計画策定業務につきましては、今年度及び来年度の2カ年にわたり国庫補助金を受けるめどがついたことから、平成23年度分の当該事業費790万円について、債務負担行為を追加するものであります。

次に、第3条地方債の補正につきましては、8ページの第3表をごらんください。

道路橋梁事業及び行政改革推進債ともに、南桜の里原橋の橋梁改修事業に充当分の地方債1,200万円を減額するものであります。

次に、18ページをごらんください。

それでは、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

衛生費では、今議会に一部改正条例案を提出しております、ごみ収集処理関係の手数料の改定に伴う広報関係の経費として、37万6,000円を追加するものであります。

土木費の、道路橋梁維持費では、南桜の名神高速道路にかかっております里原跨道橋の改修工事を名神のリフレッシュ工事に合わせ、施工を西日本高速道路株式会社関西支社に

委託することから、予算科目の組みかえと同時に、事業費を減額するものであります。

20ページ、土木費の住宅対策費では、木造住宅耐震診断改修事業で、申請がありましたので、それに基づき100万円を追加しようとするものでございます。

一方、歳入につきましては、16ページにお戻りください。

県支出金では、木造住宅・耐震バリアフリー改修事業補助金を50万円増額しようとするものであります。

諸収入では、里原橋改修事業の実施に際し、高速道路関連社会貢献協議会から助成金が受けられることになったことから300万円を追加し、市債では、先ほどの地方債の説明のとおり1,200万円を減額するものであります。

以上、一般会計補正予算第2号の提案説明とさせていただきますので、ご審議をよろしくをお願いします。

それと、お断りしますが、里原「キョウ」「バシ」と両方ありますが、「サドハラバシ」のほうで統一させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（鈴木市朗君） ただいま議題となっております、議第62号について質疑を行います。

ご質疑がございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております、議第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第7）

○議長（鈴木市朗君） 日程第7、これより、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第10番、市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 第10番、市木一郎でございます。皆さん、ご苦労さんでございます。それでは、一般質問を行ないます。

まず初めに、野洲市産農産物の特産品に係る認証制度の創設についてであります。本年3月の定例会の代表質問の中で、野洲産の農産物の特産化について質問をいたしました。

答弁の中で、本市の特産品として、中主野菜出荷組合で栽培されている春菊娘、みかちゃんメロン、ニンジン、びわこきゅうり、ウリ、木の芽などが考えられるとのことでした。また、今後特産化を図っていくものとして、愛郷米、魚のゆりかご水田米があるとのことでした。今回、これらのものについて、本市として認証制度の創設を提案したいと思いません。認証することにより、生産者には自覚と誇りを持って取り組んでもらえること、消費者には野洲産を一層アピールできること、行政には地産地消に対する取り組み姿勢が明確になることなどが考えられます。具体的には商品に滋賀県野洲市認証シールの貼付、結束ひも、ダンボール箱など梱包資材への滋賀県野洲市認証の文字の印刷などが考えられます。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、高齢者らの日々の買い物や、通院の不便さの解消を図るための制度の創設についてであります。5月9日の読売新聞の一面に、買い物難民、支援連携、同じく読売新聞の5月15日の31ページに買い物難民支援、経産省が報告書との記事が掲載されておりました。内容は、経済産業省の地域生活、インフラを支える流通のあり方研究会が、高齢者らが日々の買い物に困る買い物難民の支援を提言したもので、14日に公表されたというものです。5月9日の読売新聞に各地の買い物支援の取り組み例が載っていましたので紹介をします。1つ目が北海道喜茂別町でございます。町が非常勤職員として採用する都市部の若者10人が6月から買い物など、高齢者らの生活を支援。2つ目、山形県庄内町。町の委託で第三セクターが昨年10月から電話や訪問で御用聞きも行なって、地元商店の商品を宅配。3つ目、高知県。食品や日用品の移動販売などを行う民間業者への補助を県が昨年10月開始。4つ目、島根県。市町村が自治会に車を貸し付け、住民が買い物などに行く際に運行する事業が昨年度スタート。5つ目、大分県中津市。閉鎖された農協の施設を活用し、住民でつくるNPO法人が食品や日用品を売る店を運営。以上5例ですが、いずれも買い物に関するものです。本市では、通院を含めた制度の創設を提案したいと思います。現在、わずかですが、近江富士5区のボランティアグループの好意により、買い物や通院の支援が行われていますが、ガソリン代の取り扱いや万一事故が起こった場合の補償の問題がネックとなり、大きな広がりになっていないのが現状です。本市では、健康福祉部所管で社会福祉協議会に委託をしているファミリーサポート事業がありますが、ここでは補償保険に加入されています。事業の内容も似通っていると思います。日々のことでございます。早急な取り組みが必要と思われませんが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市木議員の野洲市農産物の特産品に係る認証制度の創設についてのご質問に私のほうからお答えをして、高齢者関係の質問については部長のほうからお答えをいたします。

野洲市の特産品につきましては、先の答弁を聞いていただいたとおり、中主野菜出荷組合で栽培されております「春菊娘」や「みかちゃんメロン」、「びわこきゅうり」などがもう特産品と言ってもいい位置づけだと思いますし、「愛郷米」や「魚のゆりかご水田米」なども候補に上がると考えています。

議員ご提案の認証制度につきましては、これら野洲市農産物に付加価値をつけることで生産者にとってやる気を高めるとともに産業振興にもつながりますし、PR手段の一つとしても、大変有効なものだというふうに考えております。

ただし、こういった認証制度は品質や規格に一定の基準を設けることとなり、野洲市農産物のブランド化、あるいは高付加価値化を図るなどのメリットがありますが、その一方、基準を判断するための人的コストや、また基準外農産物の取り扱いなど課題も残されていると思います。

つきましては、昨今の課題となっている農業における高齢化の進行や後継者不足を初め、市場の求める生産数量の拡大などの課題解決に努め、安定供給できる体制づくりを進めながら、まずは市場に打ち勝つ野洲市産の特産品づくりに農業者の方々や農業関係団体とともに取り組むことが重要と考えております。今後どのような支援が必要かを見きわめながら、認証制度や推奨制度など、きめ細やかな支援が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 市木議員の2点目の高齢者の日々の買い物や通院の不便さの解消を図るための制度の創設についてのお答えを申し上げます。

本市の高齢世帯が抱える生活課題として、急病時や防災・防犯の支援、買い物先や地域でのふれあいの場などの期待が高まっています。

近江富士団地では、核家族化、高齢化が進む中、地域の住民同士の支え合い活動で、高齢者サロン等への取り組みや、先ほどご紹介のありました5区での買い物や通院など、身近な生活の困りごとを個人の問題とすることではなく、地域の問題と受けとめ、地域福祉

活動に取り組みたいと考えています。市としましても、自治会、グループがそれぞれの地域課題に取り組むことで共助の輪が広まり、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すもので、社会福祉協議会とも連携を図りながら、自主的な福祉活動が一層推進されるよう支援してまいりたいと考えています。

また、通院を含めた制度創設につきましては、ボランティアでの通院送迎には補償の問題や金銭授受など道路運送法に基づく法的な課題がありますが、関係機関等に問い合わせるなどボランティア送迎が可能であるかどうか調査検討してまいります。なお、現在、公的なサービスとして介護保険での認定者につきましては、病院などへの移動支援サービスとして介護報酬の1割の負担で行われていますし、道路運送法に基づく福祉有償運送事業として特定の人を限定しますが、送迎する場合につきましても、通常の半額程度で送迎ができるということが行われております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市木一郎君。

○10番（市木一郎君） それでは、再質問を行います。

まず初めに、野洲市産農産物の特産品に係る認証制度の創設についてでございますが、今回の質問に先立ち、井狩議員とともに調査を行いました。5月28日にJA近江富士の守山営農センターで、守山メロンの成功の要因を中心に調査を行いました。続いて6月4日に、同じくJA近江富士の中主営農センターに行き、3月の定例会で本市の特産品として考えられるものとして挙げていただきました、中主野菜出荷組合で栽培されている農産物について調査を行いました。その中で、先ほど市長の答弁は春菊娘、みかちゃんメロン、びわこきゅうり、あと愛郷米と魚のゆりかご水田米でしたね。ということでございましたが、3月の定例会ですね、ニンジンとかたくさんを言うてくれはったんですが、その中でニンジンについて質問をしたところ、現在ニンジンはありませんと、それは昭和30年から40年の話ですと。いつのデータを使っておられるのですか、こういうことでございました。

そこでお尋ねしますが、農林水産課では農産物の生産に関してどのような数値管理をされているのでしょうか。数字があって初めて、分析、検討、対策が可能となります。当時答弁をいただいた政策監は現在は退職され、アフリカに今おられますが、よろしく願いをしたいと思えます。

次に、高齢者らの日々の買い物や通院の不便さの解消を図るための制度の創設に関してですが、質問の中で紹介しました読売新聞、地域生活インフラを支える流通のあり方研究

会報告書、全132ページですが、ごらんになったでしょうか。ただいまの答弁の中で、ボランティアでの通院送迎には補償の問題や金銭收受など、道路運送法に基づく法的な課題がありますがというくだりがあったと思いますが、補償については、ボランティア活動保険があると聞いておりますし、道路運送法の問題については、先ほど紹介した報告書の60ページに地域で無償のボランティアによる郵送（ただしガソリン代などの実費を受け取る場合は無償と解する）として行う場合には、道路運送法の規定にかかわらず、こうした手続、前段がありますので、煩雑した手続ということでございますが、こうした手続が不要となるため、行政が車両を無償で自治会住民に貸し付けてボランティアが運行しているケースもあるというくだりがあります。先ほども申しましたが、日々のことでございます。予算的にも多額を要すると思いませんので、先ほど答弁いただきましたが、早期に調査検討していただき、実現可能なものから取り組んでいただきたいと思います。再度答弁をお願いします。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫） 市木議員の再質問にお答えをしたいと思います。大変申しわけございません。エンジンと申し上げましたのは、野洲市の中でも北桜で多くのエンジンの生産をされておられます。それを特産品というふうな形で含めさせていただきました。産地が中主でなかったというふうなことで回答が間違っておりましたこととおわびを申し上げたいというふうに思います。そして、どういうふうに農産物の集中管理をしているかというふうなこと、出荷状況等については、すべてJAを通じての出荷というふうなことで、それをもちまして、数量、大体統計的なものを県がとっております。そうしたことで、野洲市としてもJAと連携しながら、どういった農産物がつくられているかというふうなことに把握に努めているというふうなことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 市木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですけれども、ボランティアでの保険ということで、この部分については再度検証する必要があると考えておりますけど、市域での取り組みの中で、今出させていただきましたファミサポというのが、市域での取り組みとして、市も社会福祉協議会に委託をして取り組んでいる。これはファミサポということですので、今のところは子どもさんを中心として、ファミリーということですので、ある意味では高齢者というの也被考えられると

ということも考えておりますので、その点については検討もしてまいりたいと考えております。また、もう一度無償での運送ということでございますけれども、これは平成18年の10月に道路運送法が改正をされまして、これまでいろいろとボランティアの方が好意で乗せられた方が補償とかいろんな形で問題が起こっているということもありますし、もう1点は福祉施設の中でデイサービスで日中に買い物などに白ナンバーで施設が運送、送迎をしていると。これは道路運送法の事業者からいえば、ある意味では安全面もないのに、ある意味では乗せているということで、いろんな国、全体の意見がありまして、見直しになりまして、かなり私どもの思いとしては、法的には厳しくなっている。ただ、この道路運送法の中で、どうしても交通機関がないとか、そのニーズにこたえるような、サービスの次第、いわばタクシーがないとか、車いすを乗せるような車がないとか、そういう特化したものとか、かなり限定的な形で福祉有償運送というのが認められているということでもございました。本市では、この福祉有償運送につきましては、まだ一度も開催してないということは、市内の事業者には許可を出してない、ただ今少しそういうような申し入れもございまして、民間でも既に金銭を別としまして、タクシー会社では、介護送迎、ヘルパーの資格を持っているもの、また買い物代行とかですね、ある意味ではシルバーも同じような形で動かれておりますし、種々、民での有償に伴いますサービス資源としては出てきておりますので、この部分と、やっぱり透析等で頻回でタクシー等を利用するという方も当然出てこられると思いますので、そのあたりも大津市ではNPO法人がやっているということもございまして、そのあたりも含めまして検討してまいりたいと考えてますし、今後、介護保険等の計画をつくりますので、アンケートも年度内には取り組むということもありますので、そういう生活視点のニーズも踏まえて、関係機関と検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市木一郎君。

○10番（市木一郎君） 今、答弁をいただきましたけれども、報告書をごらんになったかというのはお答えになかったのですけれども、実はこれはインターネットでとれるんですけども、また見といていただきたいと思っております。

それでは、再々質問を行います。まず初めに、野洲市農産物の特産品に係る認証制度の創設についてですが、先ほども申しました、過日JA近江富士中主営農センターで、今回の質問について、説明をいたしましたところ、多くの品目で、県の環境こだわり農産物の

認証を受けているとのことでした。そこで、行政に期待するものは何ですかと質問をしたところ、PRと販路の拡大ということでした。山仲市長は、分庁舎の廃止に伴う議論の中だったと思いますが、こちらから現場に出かけていきますと発言されたと記憶しておりますが、ぜひ現場に出向いていただき、今回の質問が活かされる政策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。その中で出ておりましたけども、高齢者、いわゆる後継者問題ですね、あと10年もしたら後継者がなくなるというような話も出ておりましたので、それも踏まえてひとつ取り組みをお願いしたいと思います。

次に、高齢者らの日々の買い物や通院の不便さの解消を図るための制度の創設に関してですが、先ほど紹介しました報告書の中に、鹿児島県のスーパーで行っている高齢者の送迎バスの運行事例が載っていました。片道100円、遠距離の場合は150円という安価で送迎する買い物バスを運行しており、電話予約すればひとり暮らしの高齢者や移動手段を持たない住民も来店することを可能にする取り組みを行っている。また、株式会社ダイエーでは、北海道の一部店舗で集客のための買い物無料送迎バスを運行している。地域との共生を目指しており、地域住民が市役所や中学校等の公共施設や病院に行く際にも使用できるようにルートを組んでおり云々とあります。これらは地域社会における企業の社会的責任の観点から実施されていると思いますが、本市として地元スーパーなどに事例の紹介とともに事業への取り組みを提案することもできると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、報告書の一部を紹介いたします。地域生活インフラ上の課題に取り組む上で、関係する部局は福祉担当部局のほかに、商業担当部局や公共交通担当部局など、多岐にわたる。地方自治体の行政機関内でこうした部署間の壁を越えて協力していけるための組織、人事上の工夫や窓口の一元化、首長や地方自治体幹部のリーダーシップなどが求められるとあります。以上、真摯な取り組みをご期待申し上げ、質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市木議員の認証制度あるいは特産品に関する再々質問にお答えをいたします。

中主の野菜につきましては、私も昨年組合の方々と一緒に朝、京都市場へ行って、宣伝と視察に行ってきました。今の中主の野菜、現在1億円弱ぐらいの売上だと思っています。全体で。ピーク時が2億円ぐらい年間売り上げておられました。もともとは重いもの、根菜類から始まってます。今はキクナが一番たくさんです。なぜそうなったかということ、付加価値もありますけれども、やはり重いものが持てなくなった。高齢化が一因です。そう

いう状況の中になっています。あとは出荷額も本当はもっとふえればいいんですが、後継者の方の問題で減っております、京野菜なんかはまだうまく付加価値が高いので動いていますけれども、中主の場合はむしろ縮小化しています。それは市場の問題というよりは供給体制の問題だと思っています。それと、もう一つ有望なのが、みかちゃんメロンです。これもPRもあるんですけども、基本的に今全部売れています。じゃあ、売れているんだったら、それでいいのかなわけですね。もっとやっぱり高く売れる、そのための措置が必要だと思っておりますが、それは今一緒に考えたいと思っておりますけれども、じゃあ売れ出したらものが供給できるのかということ、厳しいわけです。かなりの重労働です。ご存じのように。ですから、問題は単に宣伝とか、あるいは認証だけの問題と違まして、総合的にやらないとだめです。売れてもやはり採算性の面で厳しい。あるいは、寝ないでも出荷をしたりとか、収穫をしたりとかという大変な労力が伴いますから、総合的な観点から育成を図っていきたいと思っておりますので、決して市役所にいて帳面でやっているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

それとあと、運送につきましても、大いに私も賛成なんですけども、過疎の地域ですと、タクシーもない、そういったところは自前でいろんなことができます。ただ、野洲の場合はやはりタクシーもこれは公共交通機関です。ですから、企業を守るというわけではないのですが、今、高速道路の無料化によってフェリーがなくなっている。あるいは、いろんな公共交通機関が圧迫されている、鉄道が。そういう状況と一緒にして、どこかに肩入れをすると、今必要で支えている機関を消滅させてしまうということもありますので、いろんな規制がかかっています。それと、気軽にやれるということは裏にリスクが書かれていますから、そのリスクをどういうふうに安全網を張るかとなると、またコストがかさみます。ですから、できるだけいい形で、簡便で、市民が気軽に使っていただける交通手段というのを総合的に今考えたいと思っておりますので、また一緒にご議論をいただければ幸いです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、通告第2号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。私は高齢者への肺炎ワクチンの接種の公費助成についてお伺いをしたいと思います。日本人の死因別順位は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に続き、第4位が肺炎であると言われております。高齢者を中心に肺炎でなくなる人は年間8万人にも達し、インフルエンザにかかった高齢者の4分の1が細菌性肺炎になるとも言われております。悪化が早い肺炎の場合には、治療薬の効果が出る前に死亡することが多く、また最近では抗生物質が効かない耐性菌による肺炎が増加してきており、高齢者の肺炎による死亡率は年齢とともに高くなってきております。肺炎にかからないようにするには、言うまでもなく、日常生活での予防が大切であります。高齢者が肺炎球菌によって引き起こされる肺炎を予防するためには、肺炎球菌ワクチンを接種することにより、肺炎になっても軽傷で済む、抗生物質が効きやすいなどの効果があると言われております。ついでに、肺炎球菌ワクチン接種には健康保険が効かないため、大阪府寝屋川市と全国194の市町村では、既にワクチン接種費用の公費助成制度を導入されております。本市においても、高齢者の命と健康を守る施策として、ぜひとも公費助成制度を検討する必要があると考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木一朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 奥村議員の高齢者への肺炎ワクチン接種の公費助成についてお答えを申し上げます。

肺炎球菌はどこにでもいる普通の細菌ですが、高齢になると体の抵抗力が衰え肺炎になりやすくなるため、死亡原因に占める肺炎の割合が高く、肺炎による死亡者のほとんどが65歳以上の高齢者となっております。また、近年インフルエンザワクチンとあわせて当ワクチンを接種することで重症化を抑える効果があるなどの報告から、予防接種法に基づかない任意の予防接種として現在213の自治体、うち県内では2市町で接種費用の一部助成が行われております。

さて、肺炎球菌ワクチンの公費負担の考え方ですが、当ワクチンの有効性・安全性、費用対効果について国で検証中であり、正確な検証結果がまだ得られないために定期予防接種として認められておりません。本市としましては、副作用のリスクや有効性が認められ、定期予防接種とされた段階で助成してまいりたいと考えております。

なお、国は予防接種制度の抜本改正に着手し、23年12月をめどに肺炎球菌を初め、H i b・細菌性髄膜炎やH P V・子宮頸がん、水疱瘡などの予防接種を予防接種法に基づく定期予防接種の対象として追加するか検討されている状況でございます。定期予防接種

に位置づけられる可能性もあります。したがって、来年度中には一定の判断が下されるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 奥村議員。

○6番（奥村治男君） それでは、再質問を2点させていただきます。滋賀県におきましても、死因別の順位はやはり肺炎が全国も第4位でしたけど、滋賀県におきましても死因別順位では第4位であります。滋賀県の平成20年度の高齢者の肺炎による死亡率は76.8%で992名の方が肺炎で亡くなっておられるわけでありますが、本市での肺炎による死亡率、死亡者数についてお伺いをしたいと思います。

2点目ですが、肺炎球菌ワクチンの国内での接種が広がらない理由は、肺炎ワクチンの知名度が非常に低い、極端に低いこと。それと、健康保険がやはり効かないこと等に原因があると言われております。しかし、高齢者にインフルエンザと肺炎ワクチンを接種すれば、入院を63%、死亡を81%減らすとの報告もあるわけでありまして。インフルエンザワクチンの使用が望ましいとされております。また、世界保健機構、WHOにおきましても、併用して接種することを推奨しておるわけでありまして。つきましては、ただいま答弁いただきました中で、定期予防接種とされた段階で、助成をしていくことを考えるということではありますが、肺炎球菌ワクチンというのは1回接種しますと5年間の免疫性があると言われております。こういったことから、肺炎による死亡者数を減らすには、いち早く高齢者の健康を守るという見地からも行政として迅速な対応が必要であろうかと考えますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 奥村議員の再質問にお答えをさせていただきます。1点目に、本市の肺炎による死亡者数でございますけれども、20年度の肺炎による死亡率は55.8%となっております。これは10万人当たりで割り戻した数字ということでございますので、死亡者数につきましては、28名ということになります。この年齢調整死亡率という形での数字でいきますと、23.9%となっております。国、県とほぼ同じということでございます。この調整率につきましては、高齢化率の高い県、低い県ということで波が出るということですので、この数字を使われているということでございます。

また、2点目で迅速な対応ということでございますけれども、現在、おっしゃるように、インフルエンザにつきましては、かかった高齢者の4分の1の方がこの細菌性肺炎になる

ということで、またワクチンの接種につきましても8割近くの方が何らかの効果があるという形で、年々、この部分についても高まってきているということで聞いております。ただ、このワクチンにつきまして、今おっしゃっていますように10年前によく医師の中でも話が出てきたということで、その後、有用性を含めて徐々に高まってきたということで、現在も検証が進められているというように聞いております。5年間の再診ということで、昨年になりまして、一定限、医師の判断によって、5年間で一定限免疫が落ちるということもある程度あるということで、医師の判断によって再診が可能ということになりましたけれども、今は国のほうでもこのワクチン、適応接種への検討を進められておりますけれども、委員の中には、まだまだ副反応に対するまだまだ検証、研究が必要であるというような意見も述べられていまして、もう少し定期予防接種に至らないということのようでございますので、市としましても適応接種ということで、ある意味では安全性の確保がされまして、積極的に高齢者の方に啓発推進、できる段階で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再々質問を1点させていただきます。

例年行われておりますインフルエンザのワクチンの接種は、これまで個人負担が1,000円だったわけですが、今後は1,300円の個人負担ということになると聞いておりますが、この肺炎球菌ワクチンの予防接種は、個人で受けた場合、これは読売新聞の記事によりますと、非常にインフルエンザワクチンと比べまして高いわけですね。1回当たり6,000円から9,000円かかるというような記事が出ておりました。お隣の守山市及び竜王町では、高齢者の医療の確保に関する法律に規定しております、後期高齢者医療の被保険者が肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けられた場合、接種に要する費用の一部助成制度に基づきまして、滋賀県後期高齢者医療広域連合から一人当たり5,000円の助成金を受けられまして、21年度から22年度にかけまして2年間にわたって既に実施されているわけでありまして。

先ほど答弁の中で、肺炎球菌の接種による副反応の話があったわけですが、副反応等の安全性が確認された段階で、本市としても進めていくというような答弁だったと思いますけれども、お医者さんが皆とおられると思いますが、この感染学会誌という、学会誌があるんですが、これによりますと、肺炎球菌ワクチンの接種がインフルエンザ並みに安

全性は高いというふうに感染学会誌では出ております。重い副反応は極めてまれであるというふうに言われておりました、よく見られる副反応、どういう反応が、これは個人差もあるようですけれども、出るかといいますと、これもこの疫学雑誌では、注射部位は注射を打ったところがかゆみが出たり、あるいは疼痛、あるいは発赤、それと腫脹、あるいは軽い発熱だとか、筋肉痛、関節痛などで接種日から2日後にかけてそういう反応が出てくるというふうに言われておるわけなんです、腕の疼痛、接種を受けたところの部位は局所反応は二、三%と。それから、筋肉痛や熱が出た、37.5度以上発熱につきましても、疫学学会のほうでは、感染学会のほうでは10%以下であると。多くの人は1日から3日でこういった症状は消失するというふうに言われておるわけなんです。本市につきましても、後期高齢者を対象に、インフルエンザワクチンの接種時に任意での接種希望者に対して、公費助成を行って、肺炎による死亡者をいち早く減らしていくと。先ほど野洲市でも20年度28名の方が肺炎によって死亡されたということでもありますので、高齢者の健康保持増進を積極的に行政としては図っていく必要があるのではなかろうかと思うわけでありませう。こういったことにつきましては、やはり行政として市民の健康を守るという意味からも迅速なこういった対応をとっていただきたいとかように思うわけなんです、再度所見をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。本市も高齢者への健康というのは、これから取り組んでいかなければならないと考えております。ちなみに、この4月1日で本市では65歳以上の方が9,953人ということで、高齢化率で19.7%ということで、もう20%が間近になっています。本市でいきますと、大体18カ月で1%の、近年ですとふえていっているということですので、現時点で1万人近い方に、65歳以上ということですし、この健康づくりを含めて取り組んでいかなければならないと考えていますし、そのためには健診ですけれども、国後期高齢者の方も県下でいうと、……というのもおありですし、後期高齢の方ですと50%の方が健診に関心が高いと、健康に関心が高いということですので、その意味では高齢者の方の健康保持が大事と考えておりますし、ワクチンにつきましては、今申し上げましたように、近々というのか、1年ちょっとの中で、国でも今回の肺炎とかH i bとか子宮頸がんを含めて、いろんな意見が出てくると思いますので、再度になりますけれども、その辺を踏まえながら、高齢者の健康予防というのか、その部分に取り組んでまいりたいと考えて

おりますので、ご理解を賜りたいと。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第3号、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 7番、矢野隆行でございます。6月の定例会におきましては、私、3点にわたりまして質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、農産物直売所の取り組みで地産地消の推進と有休農地の活性化をという題目で質問させていただきます。全国には直売所が約1万3,000カ所あります。直売所当たりの出荷数は全国平均で70戸程度ですが、農協が主体の場合には平均200戸以上となり、多くの農家に対しまして、所得の機会を提供しております。農産物直売所の利用につきまして、日本政策金融公庫が全国の消費者2,000人を対象に実施したアンケート調査によれば、76%の人が農産物直売所を利用した経験があることがわかりました。また、生鮮食品や農産物加工品を農業者グループから通信販売等で購入したことがあるかどうかという問いに対しまして、「利用したことがある」は21%にとどまっております。購入したことがないと回答した人のうち57%の人が、今後は購入してみたいと回答しており、通信販売等に対します潜在意欲が高いことが浮き彫りになっております。直売所を利用したり、通信販売で購入する理由といたしましては、ともに新鮮だからが最も多く、ついで価格が安いという理由によるものであります。

また、財団都市農山村交流活性化機構がまとめましたモデル直売所における顧客満足度調査では、農産物直売所はスーパーと比べて、調査した13項目のうち12項目で満足度が高いという結果となっております。そこには価格、鮮度、味、おいしさなど、直売所の強みとされる項目のほかにもパッケージ、清潔感、温度、湿度など、どちらかというところ、スーパーが強いと思われる点でも直売所が上回るという意外な結果も見られ、唯一スーパーに軍配が上がったのは営業時間だけでありました。

逆に、直売所の満足度が高く、最も隔たりが大きい項目は、価格となりました。もちろん、すべての直売所がスーパーを上回る満足度を提供していただけるわけではありませんが、消費者が直売所に対し、何を期待しているのかかかろうかがえるところでもあります。スーパーよりも直売所とする消費者が多いことは明らかでございます。直売所の長所を生かし、商品やサービスの質など、消費者の要望や好みを中心に顧客満足度を高めれば直売所のリピーター確保につながるところであります。地場産品の重視や直売所間の連携、共同組合間の連携などを模索することも重要であります。年間販売額が1,000万未満の小規模な直売所が全体の半数を占めており、今後の拡大が期待されております。直売所の規模が

大きくなれば、そこを活用した食育や地域活性化を進める活動も考えられるのではないかと思います。

そこで質問いたします。1点目、地産地消の活動に必要な施設の整備に対します支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援がございすけれども、本市の取り組み状況を伺います。

2点目、産地収益力向上支援事業のうち、地産地消の取り組み推進、また地産地消活動の収益力向上のため、販売企画力、精算技術力、人材育成力の強化や直売所の機能強化、ネットワーク化等の取り組み支援がございすけれども、本市の活用を伺います。

3番目、直売所は地域の人に地元の新鮮な物産を提供する地域資産が基本であります、店舗の大型化や来客の増加に伴い、品ぞろえが課題となっております。そこで、JA総合研究所が農産物直売所間で効率よく物品をやりとりできる受発注システムを開発しておりますが、本市の取り組みについての見解を伺います。

4番目、地域資産のさらなる活用といたしまして、学校給食への地元農産物の提供が必要と考えますが、取り組み状況を伺います。

次に、項目2の在宅医療廃棄物で関係者との協働を推進、適正処理ルールの政策について伺います。高齢化の進展に伴って、在宅での要介護がふえ、それと同時に在宅での医療患者も増加することは避けられません。在宅医療は、医療の面から在宅介護を支えるサービスとして欠かせないものであります。そうした中、家庭から排出される医療系廃棄物、いわゆる在宅医療廃棄物の問題が出てきております。市町村において、在宅廃棄物の処理、収集運搬及び処理を適切に進めていく際の参考となるようにと、環境省の在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会が平成20年3月、在宅医療廃棄物の処理に関する取り組み推進のための手引きをまとめております。

この手引きでは、処理に関する基礎情報のほか、関係者による協働の必要性を下記のように強調しております。在宅医療が多く関係者の協働作業によって、行われていることから、在宅医療廃棄物の適切な処理体制の構築及び維持に当たっては、おのおの果たすべき役割が相互補完しているとの認識のもと、市町村、医師、看護師、薬剤師等の関係者による協力体制を構築し、取り組むことが何より必要であります。このような観点から市町村は医師会、薬剤師会、関係団体との在宅医療廃棄物の処理に関する安全性や処理体制について、日常的に意見交換を行い、関係者の役割分担について、合意形成を図ることが重要であるとなっております。

そして、関係者との協働事例としては次のようなものがございます。医療関係者との協議した事例におきましては、市町村が保健部局との協力のもとに、医師会協議を行い、注射器は医療機関で、それ以外の廃棄物は市町村で処理することについて合意をしております。市町村が医師会、薬剤師会と在宅医療廃棄物の処理について協議し、市町村と医師会、薬剤師会とで協議し、締結しておる事例もあります。また、医療機関、薬局、メーカーとの連携した事例では、市町村が医療機関、薬局、メーカーを通じて患者への周知を実施したところもあります。具体的な事例の一つといたしましては、昨年11月、千葉縣市川市が地元の医師会など3士会で在宅医療廃棄物の適正処理について協定を結んでおります。それぞれの役割と責任を明確化し、適切な処理を進めるルールづくりであります。運用には市民の理解が欠かせないために、市ではPRに力を入れております。昨年度の広報いちかわ12月12日号から抜粋したものは次のようになっております。在宅医療廃棄物の回収は、医療機関、薬局、薬店など、実施期間は来年4月1日から在宅医療で家庭から出される医療廃棄物の適正処理について、市川市医師会、市川市歯科会、市川市薬剤師会、市の4者が協定を締結しております。協定に基づく適正処理の実施期間は来年4月1日からとなっている広報を出しております。

次の内容にこの広報はなっておりまして、これは3つございまして、注射器や注射針の鋭利なものや、感染性の危険が高いと判断されるものは提供を受けた医療機関または薬局、薬店に返却すること。2、使い残して不要になった医薬品類、調剤を受けた薬局、薬店に返却すること。3、前記以外の在宅医療で出た廃棄物は家庭ごみの収集車にそれぞれ決められた曜日に決められた排出方法で排出することとなっております。

そこで、3点伺います。本市では在宅医療廃棄物の取り扱いはどのような状況になっておるのか伺います。2、本市の在宅医療者の把握はとても大変な作業だと思いますけれども、どのような状況か伺います。3、在宅医療廃棄物の回収については、医療機関、薬局、薬店等の調整協議については、行政はどのように執り行っているのか伺います。

次に、3点目でございます。安心・安全なまちづくりAED、自動体外式除細動器の活用について伺います。

総務省、消防庁の全国調査によれば、突然に心肺停止した人を市民が目撃した際に、心臓に電気ショックを与えて救命するAEDを実際に市民が使ったケースは2008年度の1年間で2%にとどまっていることが明らかになりました。AEDは2004年から一般市民の使用が可能となっております。そこで、消防庁が全国の消防本部や消防局からデー

タを集めたところ、２００８年に心筋梗塞などで患者が心肺停止した６万３，２８８件のうち、病院以外の一般市民の前で起きたケースは２万７６９件で、このうちほぼ半数の９，９７０件で、市民による心肺蘇生がされていました。ＡＥＤが使われたのは４２９件、２．１％にとどまっていたことが明らかになっております。この数字は２００５年４６件に比べますと１０倍近くふえておりますが、まだ使用率が低い状況であります。厚生労働研究所によるＡＥＤ設置台数は約２０万台、これは２００８年度の１２月現在であります。医療機関や消防署以外には、市民が使える場所として、公的施設や商業施設、マンションなどに約１５万台と年々設置数が急増する一方で、周知が進まず、使用に不安を抱く人も多いことなどが掲げられております。

以下、本市のＡＥＤの設置状況と、いざというときのために普及推進について伺います。１点目、本市のＡＥＤの設置状況、その設置場所の市民への周知状況について伺います。２点目、さらなる公共施設への設置拡充について、また有効期限があるバッテリーなどの点検状況を伺います。３、ＡＥＤを使うのには資格が要らないが、いざというときに使えるために体験できる機会を少しでもふやすことが急務であるが、本市の状況を伺います。４点目、ＡＥＤを使うのにはまず設置場所が利用者にわからなければ使用できませんが、市民のほとんどの方が今携帯電話を持っておられますが、この携帯電話を利用して、ＡＥＤの設置場所を検索できるシステムが必要と思いますが、見解を伺います。よろしく願います。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫） 農産物直売所の取り組みで、地産地消の推進と遊休農地の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

まず１点目の直売所等の整備に対する本市の取り組みについてのご質問でございますが、議員ご承知のように、平成２１年度より市内の農・林・水産業者や、農協、青年会議所並びに市民活動団体等で、「おいで野洲まるかじり協議会」を立ち上げ、４年計画で野洲市における地産地消のさらなる推進を模索しているところでございます。

この協議会において昨年度、各コミセンに学区地域基礎調査を実施していただきました。市内に分散する直売所などの掘り起こしを行っていただいております。この結果として、地域に根ざした直売所も少なくないため、新たな直売所を整備するより、現在ある直売所の認知度を高め、活性化を図るとともに、ネットワーク化等により野洲市独自の地産地消のシステムを構築してまいりたいと考えております。

次に、産地収益力向上支援事業の活用についてのご質問でございますが、現在、おいで野洲まるかじり協議会においては、農林水産省の農山漁村活力再生・支援事業の補助金を受けまして、ホームページの整備や移動販売号の運行、直売所のネットワーク化などさまざまな事業を展開しております。議員ご指摘の地産地消の取り組み推進、また地産地消活動の収益力向上のための事業であると認識しており、産地収益力向上支援事業と同様と考えております。こうした事業展開を図ることにより、多品目の農作物が栽培され、遊休農地の解消につながればと考えております。

3点目の広域の直売所間での農産物をやりとりできる受発注システムの導入についてですが、現在のところ導入は考えておりません。あくまでも地産地消にこだわり、市内で生産された農林水産物が5万人市民の消費につながるよう施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

なお、4点目の給食についての答弁は教育部長より行っていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私のほうから矢野議員の4点目の学校給食に関するご質問にお答えをいたします。

学校給食におきましては、新給食センターが稼動してから、地産地消の拡大を図っております。現在、米飯給食用の米につきましては、100%市内産のコシヒカリの特色米を特定生産者3者から全量購入しております。なお、市内には他にも特色米等の生産者及び団体がありますことから、現在の3者との調整が必要となりますが、納品希望があれば協議に応じてまいりたいと考えております。

また、給食センターでは、約44種類の野菜を使用しております。このうち、市内でつくられている野菜を17種類購入しており、平成21年度の市内産野菜の購入実績は、全使用量の31.7%であります。なお、平成19年度以降の3年間の実績につきましては、少しずつ増加傾向でございます。

市内産の野菜は多くが露地物であるため、納入時期が重なってまいります。しかし、6,000食分でなくても、一定量を納品していただける農業組織の発掘をするなど、使用量の増加に向け取り組みを進めてきた結果であると考えております。

今後も農林水産課や関係団体と協議し、地産地消に向けた努力を重ねてまいります。また、市内産の野菜の購入につきましては、現状では年間を通じた安定供給の面で問題があり、

大きな増加は見込めないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 矢野議員の在宅医療廃棄物で関係者と協働を推進、適正処理ルールの策定についてお答えを申し上げます。

1点目の本市の在宅医療廃棄物の取り扱いの状況ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類されていますが、感染性のあるものにつきましては、さらに特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類されております。

病院など医療機関から出た注射針などは感染性産業廃棄物で、特別管理産業廃棄物として処理され、また血液等が付着した包帯、脱脂綿などは、感染性の特別管理一般廃棄物として許可を受けた業者が処理しております。

また、家庭から出たもの、例えばインスリンを自己注射されている方の注射器や注射針、脱脂綿、また点滴バッグなどの在宅医療廃棄物は、一般廃棄物に分類されることとなります。

産業廃棄物は都道府県が、一般廃棄物は市町村に処理責任がありますので、在宅医療廃棄物は市町村に処理責任があると言えます。

本市の場合は、市が発行している「ごみ分別名人」に、注射器具につきましては医療機関に返却するよう記載し指導しております。また、注射器具以外の明らかに感染性がない薬のプラスチック容器につきましては、プラスチック容器類として処分するよう記載されていますが、それ以外の点滴バッグ等は燃えるごみで出すこととなっております。

2点目の在宅療養者の把握については、在宅療養を支える訪問看護の利用者は、322人おられますが、しかし市全体の把握はできておりません。

3点目の在宅医療廃棄物の回収についての医療機関、薬局・薬店等との調整協議につきましては、医師や薬局などの指導により適切な処分がなされているもので、在宅療養されている方が、主治医の指示により注射針や点滴針などの鋭利なものを使用した場合は、提供した主治医の医院等に持ち込み感染性廃棄物として処理されています。また、点滴のプラスチックボトルやバルーンカテーテル等は、新聞紙等に包み中身が確認できないように包装し、一般廃棄物として家族により処理されていることから、行政としましては、医療機関等と特に協議を行っておりませんが、昨年立ち上げました地域医療あり方検討会におきましては、医療資材の調達や在宅医療の連携についても検討を進めているところでござ

います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 続きまして安心・安全なまちづくりAED・自動体外式除細動器の活用についてのご質問にお答えします。

まず、第1点目のAEDの設置状況と設置場所及びその周知方法についてのご質問にお答えをいたします。

まず、AEDの設置状況につきましては、市役所を初め公共施設で28カ所、設置状況をインターネットで公表している事業所が31事業所あり、合計59カ所に設置されております。

また、市民への周知につきましては、平成19年度において各コミセンに設置した折に、記者発表を行うとともに広く市民に周知させていただいたところであります。AEDはよく見える場所に設置しておりますので市民は既にご承知しておられると思いますが、その後の設置状況は、情報提供できていませんので、念のため、今後広報紙やホームページを通じ周知してまいります。

第2点目の今後の設置拡充については、市内小・中学校を初め、文化ホール、総合体育館、健康福祉センター等の公共施設にほぼ整備済みでございます。今後は、関係機関と設置基準を検討した上で、広く市民が参加、交流される各施設管理者とその必要性、緊急性を勘案し、その設置を進めていきたいと考えております。

さらに、バッテリー等の機器の点検状況については、AED機器の取り扱い研修時において、点検担当者を配置し、日常点検を実施することやAED本体や収納ケース等にバッテリーの交換時期を記載した表示ラベルを取り付け、交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するようお願いしております。また、今後は、各メーカーが推奨される期間内で再点検するよう各施設管理者にも文書等で周知徹底を図りたいと考えております。

続きまして第3点目の、AED機器の取り扱い研修については、湖南広域消防局東消防署が自治会や事業所、また、各種団体を対象に実施されております普通救急救命講習会の中でAEDの操作方法等について研修されており、平成21年度においては59回、延べ696名の受講がございました。ことしも継続して実施されるよう要請したいと考えております。

最後に第4点目、AED設置情報を携帯電話により検索できるシステムの導入について

お答えをいたします。

近年の携帯電話の普及は目を見張るものがあり、情報の発信、伝達手法としては大変優れていることは一定理解しており、ご承知のとおり当市におきましても、不審者情報等の特に緊急を要する情報については、市民の安心、安全を守る観点から、情報発信を行っている状況であります。しかし、携帯電話によるAEDの検索システムの導入は、費用面を考慮すると、早期の整備は望めないと考えます。

このため、事前情報として現在のAED設置情報を取りまとめた上で、野洲市ホームページの「安心・安全の情報」に掲載していきたいと考えております。

なお、湖南広域消防局では、救急車両の要請があれば「救急5分、消防8分」の合言葉で即時の対応に努めていることから、人の命にかかわる一刻を争うとき、市内においては、まず119番通報をしていただきますとAEDを搭載した救急車両が短時間で到着します。そして、その間に適切な応急処置をしていただくということも有効な手段と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） それでは、再質問させていただきます。

1番目、農産物の件なんですけれども、1番目に強い農業づくりの交付金の中で、特別枠を設けまして、直売所、加工処理施設、地域食材供給等がございます。近年、野洲市の中にありまして、いわゆる6次産業が成り立たなくなりつつありますが、それは実際の作業されておられる方が高齢者になりまして、毎年特に畑の遊休地等がふえております。こういった傾向の中にありまして、対策として取り組みが重要課題となっておりますけれども、市としてはこういった遊休地等に関しまして取り組みを見解を伺います。

また、2番目の直売所の機能強化のネットワーク化等の取り組み支援の中で、この都度、米粉スイーツが今野洲市が取り組む中で今発売されておりますけれども、こういった米粉の直売の販売の広がりですね、こういった状況がわかればこういった状況も教えていただきたいと思えます。

3番目のJAの総合研究農業直売所間の効率につきましては、効率よく物品が発注できるようになりますけれども、これから拡大につきましては、こういったのもできたらこれからの参考にしていただければいいかと思えます。

4番目の問題ですけれども、学校給食への地産地消は露地物が多いということで、なかなかふえていかないことになっておりますけれども、本市全体の生産能力というか、そう

いった調査はされておるのか、また近年高齢化によりまして、ビニールハウス等の遊休ハウスもふえておりますけれども、このような状況は把握されておるのか、またさらには、このビニールハウスを利用して、こういった露地物をカバーできないのか、こういったのもお聞きしたいと思います。また、学校給食の中にありまして、地場産だけの給食を考える日というのがあるんですけれども、特に野洲市産だけで学校給食を賄うというのを、例えば1学期に1回設けるとか、そういった形でアピールする、子どもたちにこういった形でほとんど100%地場産を使った給食の取り組みを行われている他市もございますので、こういった取り組みをしておられるのか、こういった点も伺います。

次に、在宅医療の件なんですけれども、取り扱い、廃棄物取り扱い名人できちっとうたっているということでございますけれども、もう少しわかりやすく丁寧に表示していただきたいと思うわけでございます。きょう、その名人を持ってきましたけれども、この名人の中をめくっていきますと、例えば医療品、燃えるごみ、燃えないごみだけなんですよね。感染性があるとかそういったのが重要でありまして、そういったのをやっぱり市民の方たちに教えてほしい。といいますのも、僕のこれはちょっと匿名のはがきが来ておりまして、ちょっと読ませてもらいますと、先日、役場前を通ったら、役場前のK医院の看護婦さんがプラごみの袋を市役所前のごみ箱に出して、病気に感染、ちょっと待ってくださいね、病院のごみ出ししていいの、質問です。もしプラごみを市民が触って病気に感染したらどう思う。ぞっとする。市は病院などにごみを出していいと言っているのか、病気に感染したら市は責任をとるのか。こういった投函のはがきがあったんですけれども、要するにこのごみ名人ではわかってないということが明らかじゃないかと思うんですけれども、その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

また、訪問看護の方の把握はできていることでございますけれども、今後高齢社会になる、先ほど19%、大方20%なるわけでございますけれども、こういった形で在宅医療は本当にふえていくわけでございます。行政としては把握ができておらないのはわかりますけれども、できたらこういったのも把握できるような体制はできないものか、見解を伺います。

3番目の医療機関、薬局、薬店等の調整協議については、行政として行っていない、先ほどの答弁ですけれども、これからますます在宅医療がふえる中で、市民の安心・安全のためにもできたら、定期的にこういった関係で調整協議等も持っていただきまして、情報交換等もしていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

先ほどのAEDでございますけれども、設置場所の検索につきましては、野洲市のホームページを見ますと、なかなか出てこないわけでございます。県のホームページから拾ってくると、やっと出てきまして、例えば村田さんのどこどこに設置しているとか、いろいろのが出ておまして、これは直接野洲市のホームページに落とすことは、すぐにできる作業ではないかと思っておりますので、これもすぐにやってほしいと思っておりますけれども、こういったのをよろしく見解を伺います。

特に、野洲市のほうで報告してもらった義務はないわけでございますけれども、各企業に周知するように、各企業に連絡するとか、また特に不特定多数の市民が出入りするスーパー等がもし据えた場合は、できたら野洲市に届けを出してほしいというのを周知できないものか見解を伺います。

また、2番目に、今後の設置といたしまして、広く市民が参加され、交流されるという具体的な次の場所ですね、これがもしわかれば伺います。

3番目に、講習、研修体験が21年度では先ほど696名となっておりますけれども、このAED操作は必要不可欠と考えておりますけれども、実際、市の職員はどれぐらいの方が研修を受けておられるのか、こういったのもお伺いします。

4点目としては、携帯電話の検索というのは他市では実際、GPSを使いましてポンと打つと、自分の近辺を探しまして、今の携帯電話のそういう機能がありまして、近辺を検索できてといいますのは、この初期動作というのは4分から5分でやらなければ意味ないわけございまして、早くそういった設置場所がわかるという形で提案させていただいておりますけれども、何か経費がかかるということでおっしゃっておりますけれども、命にはかえられんと思っておりますので、今後の取り組みの状況をもう一度伺います。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（竹内睦夫君） 矢野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど市長も市木議員の答弁にもありましたように、野菜等の供給体制、そこが高齢化になってきているというふうな話がございます。こうしたことで、畑地での遊休地が増加するという、その取り組みというふうなことでございます。平成20年度に野洲市全体の耕作放棄地の調査を行いました。主に畑地帯では、旧野洲川の北流、失地回復をした部分です。そこが非常に多い。そして、地域、集落の周辺に散在する畑地の耕作の放棄地が多く

見られたというふうなことでございます。しかし、今現在、畑地帯の部分におきましては、多くの農業の生産法人がこの畑地帯の利用権設定をされるなど、耕作放棄地の解消が図られている。また、一部の集落においては、集落に散在する畑地の耕作放棄地を、集落のグループによって、野菜を栽培され、出荷されているというふうな事例もあるということです。こうしたグループの事例を参考にいたしまして、担い手の育成等も図ってまいりたいというふうに思います。

また、本年度耕作放棄地に関しまして、農地基本台帳、81調査ですね。農業委員会が行う。放棄地の追跡調査を実施を予定しております。この結果を踏まえまして、農業委員さんでの農地パトロールを行っていただき、解消に向けての指導等を行っていただきたいというふうに考えております。

2点目の米粉スイーツの販売拡大と、米粉の販売拡大の取り組み状況でございます。御承知のように、米粉スイーツについては三上の製粉会社さんが開発した米粉を使った、東京田町でワッフルを売られた、これが非常に好調であったというふうなことから、このワッフルについては、おうみんちでも社員の方が販売をされているというふうに聞き及んでおります。また、ワッフルにつきましては、今年度、京都店をオープンさせられるというふうに聞いております。ぜひとも野洲にもこうしたお店を持っていただきたいというふうなこともお願いは申し上げます。ただ、米粉だけの直接販売というふうなことを申しますと、やはり大手の製粉会社、そうしたところが一手に握りますので、非常に難しいということで、三上のある製粉会社などは、特色を持った米粉の開発、販売を行っていただく、そうしたことによって、米粉の競争力に立ち向かっておられるというふうなことでございます。こうしたことから、3月の全員協議会でもご説明申し上げたと思いますが、野洲産の近江米を使った新しい製法による冷し団子、これを開発されておりました、こちら辺を野洲市内の店舗でも利用されるよう、情報提供も行ってまいりたいというふうに考えております。

4点目の学校給食での中で、露地物が多いということで、野洲市全体でどのくらいの生産能力があるのか調査されたのかということなのですが、直接に私ども調査を行ったことはございません。野菜作付けで言えば、県が毎年調査、JAと連携して調査を行っております。本市では約40ヘクタール足らずの野菜の販売がされている作付面積があるというふうに聞き及んでおります。また、遊休のビニールハウスがどれだけあるか把握しているかというふうなことですが、これについては把握はできておりません。水稻の育苗にも利

用されていることから、本市全体の把握は非常に難しいというふうに考えております。最近の事例において、この遊休のビニールハウスが解消されたと言われるのが、先ほども申し上げましたが、竹生地先での農業生産法人が倒産をし、その遊休ハウスというふうな形で2ヘクタール28棟という大きい面積になっていたんですが、ここにつきましては、別の農業生産法人が現在もう利用権を設定されました。こうしたことが解消されてきているということでございます。もう1点、遊休ハウスを利用して、露地野菜をカバーして学校給食等というふうな話でございます。私どもビニールハウスで施設野菜をつくっていただくというふうなことについては、栽培面積が増加するというふうなことは、本市の農業算出額が増加にもつながるということで、こうしたことは推進しなければならないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 矢野議員のご質問の中の地元産のみに限定した給食の日は設定しているのかというご質問がございました。現在、地元産のみに限定した給食の日は設定はしておりません。先ほど答弁申し上げましたように、学校給食に使用しております市内産は米と17種類の野菜でございますので、すべてのメニューを地元産で賄うのは困難ですので、そういったことからその給食の日という設定はいたしておらないのが現状でございます。なお、一方で啓発の取り組みは行っております。米につきましては、給食のときの校内放送で、例えばゆりかご水田米とかの生産者の生の声で、子どもたちに生産の方法とか、地元産であることのPRをしていただいておりますし、また毎月19日を食育の日と設定しておりますけれども、その給食のテーマに地域の食材や食文化を知ろうというふうなことでテーマを設定いたしまして、例えばですけども琵琶湖でとれる魚介類を知ろうとか、地産地消について考えようとか、野洲市産のみそを食べようとか、こういったテーマで子どもたちへのPRに努めているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目のごみ分別名人につきましては、所管が違いますので、担当部長からお答えいただきたいと思っておりますけれども。

2点目の在宅医療につきましては、医療機関も入院日数ですね、これはできるだけ減らすという意味では、という形で動いてますので、在宅医療をされる方が今後もふえるものと考えております。その分では、介護保険の認定、受け取られ方ですけれども、ケアマネ、主治医が連携をとって、先ほど申しましたように、訪問看護ステーションを踏まえて、往診も踏まえて医療行為がされていると思っています。市として、この部分については把握するというよりは、高齢福祉の世帯の中で、高齢施策の中で、その部分でうまく医療がかかっていただけなのか、医療分も含めてですけども、かかわってまいりたいと考えておりますし、定期的な情報交換ということでございますので、先ほど申しましたように、あり方検討委員会の中で、訪問看護部会というのを設けていまして、ここでは訪問看護ステーション、3ステーションと、市内の開業医さん等も入っていただきまして、先ほど出た包帯とかテープとか、そういう医療行為に伴います、いわば個人負担される部分について、例えば市販で売っていますものがボリューム的に大きければ、負担がかからないように小分けにできないかとか、そういうような細かい点も含めて、当然処分の方法についても、この中でもお困りの部分も一度リサーチもしながら、適切な処分がいただけるようにしてまいりたいと考えておりますし、市内の野洲病院と開業医さんとが連携をとって、地域で過ごしていただけるような医療のあり方ですね、今試行で進めておりますけれども、これを今後広げていくということも思っておりますので、多くの方に地域連携、連携パスですね、そういう形で介護、医療がつながっていけるような形で徐々にですけれども、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 矢野議員の再質問にお答えいたします。

野洲市のホームページに登載をということでございますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、文章データになるかもわかりませんが、設置場所一覧表等の必要情報の掲載を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、本市内の設置場所でございますけれども、この件につきましては、厚生労働省のほうから、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者を通じまして、財団法人の日本救急医療財団に登録いただくよう依頼がされておりますので、その財団のホームページを見ていただきますと、設置場所一覧も確かに見られるようになってございます。しかし、野洲市のホームページにも先ほど答弁させていただきましたように、登載をさせてい

ただきたいと考えております。

それから、3番目の市職員の研修状況でございますけれども、市職員のAED操作方法を含めました普通救命講習会の参加状況につきましては、平成21年度は実施されておられませんけれども、平成19年度に66人、平成20年度に46人で合計112人でございます。なお、今年度は新規受講者をふやすことはもちろんのことでございますけれども、救命技能を忘れることなく、維持、向上させるためにも、2年から3年間隔での定期的な再講習も必要でございますので、職員研修計画に組み入れるよう、職員研修の担当部署に要請をしてみたいと、このように考えてございます。

それから、GPSを使った地図情報ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、目下のところ考えてはございません。1番目で申し上げましたように、ホームページに掲載をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 先ほど矢野議員の質問の中で、ごみ分別名人の内容がわかりにくいというご意見がございました。分別名人につきましては、改定の都度必要な改善を行っておるところでございます。ご意見を踏まえながら、強調するなり、わかりやすい形に改善をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） では、再々で終わらせていただきます。

山仲市長に1点だけちょっと。もっと野洲21のロードマップを検索していきますと、例えばもっとわくわく楽しくという中から、地産地消推進、地域力活性、農林水産を推進していく中で、22年度から具体的な形になっていくわけでございますけれども、この中で、市内企業の社員食堂等の飲食店、また地元食材の取り組みですね、こういった状況はどこらまで進んでおるのか。現在実施している地産地消システムの基本的な取り組みですね。これが22年度からスタート23年度にかけてなるわけでございますけれども、この辺の今現在の市長の思いをお聞かせ願えればいかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の再々質問にお答えをいたします。

企業については、率先してセールスに行っておりまして、現在、個別企業の名前を挙げ

るといいかどうかなんですけれども、2,000以上、使っていただいている企業があります。ただ、課題がありまして、一つは市内の企業はもともとあった、使ってくれていた企業も無洗米を使っています。無洗米は供給できる施設が限られています。そして、コストの問題もあります。ただ、ある1社は私になってからより積極的に使ってくれていて、2,000以上使っています。去年と今年に立地した企業については話に行っているんですか、無洗米ということと、もう一つは価格が折り合いません。実際、国内産のお米を入れておられるんですが、数十円の開きがあります。不思議なんですけど、野洲産米を野洲で精米して無洗米にして供給できるぎりぎりの値段、これはJAとも協議してますが、絶対譲れない価格よりもまだ低いわけです。話が前後しますけれども、今入れてもらっている2,000数百人入れてもらっている企業は、その差を会社が裏打ちをしてくれています。社会貢献ということ。もうあと2つの企業については、原則それはやらない仕組みで全国的にやっているというので、今どういう形でそのクリアができるかということ、そこがふえると、あと1,000ぐらいはふえるかなと思っております。いずれにいたしましても、個別の今ご提案の直売所も重要ですけども、そういった大口での地産地消もあわせて進めていくべきかなと思っております。

それと、あと野菜なんですけれども、ぜひ参入したいのですが、先ほどもご答弁申し上げました京都市場の責任者としやべってますと、国内的に言えば、あるいは少なくとも関西で言えばもう野菜は過剰供給になっていると。幾らつくってもらっても買えませんという状況になってます。それはなぜかといいますと、新鮮野菜が空輸でアジアから入ってきてます。ですから、そういう状況になってきてます。それと、昨日も無農薬野菜のオンサイトの設備のニュースをやっていたけれども、見られたと思いますが、今ああいう形になってまして、あれも採算性が合うということになっています。かなりのコストが電気代がかかっていますが、農家でやるよりもいいということになっておりますので、さまざまな課題の中でできるだけ現実に即した取り組み。それと、もう1点、先ほどの米粉につきましても、転作を麦・大豆で無理をするよりは、お米をつくってもらって、かつ地元産の日本晴れをつくってもらって米粉で供給するという、これもある程度先般も新しい設備の起工が行われましたけれども、これによって地産地消を広げていきたいというふうを考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。

(午前 11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（鈴木市朗君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 13番、中島一雄でございます。私は本市の引きこもり、不登校に関連する現状と支援対策についてお伺いいたします。

引きこもりは現在の児童、思春期の子どもに始まり、青年時代を超えて、壮年期まで及ぶ非常に幅の広い現象であります。また、小、中学生等不登校を初め、関係の深い現象を表現されようと、しばしばその意味を十分に吟味されないまま、混用されており、定義の難しい側面があることは否定できません。今、社会の見方の問題点は、本人がどのような事情を抱え、どのようなことを考えながら、日々生活をしているか、そういうことは無関係に、その人を外から見た状態像で、一方的にその人全体を評価して、排除しがちなことであると考えているところがあります。

引きこもりは、人づきあいに自信が持てない、他人に接したことで自分が傷つくのが恐ろしい、他人を傷つけはしないかと、恐れる。他人とどう接したらよいかわからないなどの理由をあげて、長期間にわたり、自宅に閉じこもる状態。中にはストレスが強くかかるので、外に出られない、会社の間人間関係がわずらわしいというものから、妄想や幻想があって、被害感が強くて外に出られないという、精神医学的に見て、病理性が高いものまであります。

学齢のものでは登校拒否が古典的であったが、その登校拒否も拒否的行動とさえ言えないので、不登校と言われるようになりました。さらに登社拒否、出社拒否という言葉もつくられましたが、こうした引きこもりは思春期を中核として、一方では低年齢化、他方では高齢化はしています。

引きこもりの心性には、社会的責任を受け止めるだけの社会的成熟が遅れているものが多く、したがって精神的には未熟であるものが多く、特に最近目立つのが、長い間引きこもり状態にあったものの中から、突発的に犯罪行為を行うケースが出るようになって、これら非行と引きこもりの関係を明らかにしようと研究もされています。精神的な未熟さを持ちながらも、怠けとは異なった、半病理性の状態とも言えます。このことにおいて、地域調査を実施されているところもございます。以上、下記の項目について、本市の現状と、家族への支援をお伺いいたします。

1つ、市内小中学生の不登校、学年・学校別人数、このことにつきまして、原因、様態、援助・支援策。また2つ目は長期間引きこもり、社会参加できない壮年期の方、3つ目が65歳以上の人口のうち、一人暮らしの所帯、高齢者のみの所帯は、以上同様に原因援助支援策について、伺いたいします。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、中島議員の1点目の不登校に関するご質問についてお答えを申し上げます。

市立小・中学校における不登校の現状につきましては、本市学校教育における極めて重要な課題であると認識をしております。

平成21年度において、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学校では16名、中学校では48名、合計64名でした。学校別では、中主小学校3名、篠原小学校0名、祇王小学校8名、三上小学校2名、野洲小学校3名、北野小学校0名、中主中学校13名、野洲中学校18名、野洲北中学校17名となっております。ただし、年間30日以上欠席の、不登校児童生徒数がなかった学校におきましても、行きしぶりや別室登校等、不登校傾向の子どもたちが在籍をしております。

次に、学年別の不登校児童生徒数については、小学校では1年生1名、2年生3名、3年生2名、4年生6名、5年生1名、6年生3名であり、中学校は1年生9名、2年生24名、3年生15名となっております。

また、不登校の原因につきましては、本市の場合、「情緒的混乱」、「無気力」、「あそび・非行」などの内面的あるいは個人的理由によるものが、約8割と最も多く、次に12.5%が「人間関係がうまくつukれない」ことによるものと把握していますが、理由を特定することは難しく、さまざまな要因が入り交じって不登校に陥る、いわゆる複合型のケースが多いと認識しております。

次に、不登校問題で悩む保護者への支援につきましては、まず学校と保護者が深くつながることが大切であることを踏まえ、きめ細かな家庭連絡や家庭訪問、あるいは教育相談を実施し、保護者の思いに寄り添う対策を進めているところでございます。

同じ悩みを抱える保護者同士が学校で話し合う「親の会」の開催、ふれあい教育相談センターでのカウンセラー等による保護者面談も、重要な保護者支援を担っておるものでございます。

また、「生きる力推進事業」や「自立支援サポーター事業」、あるいは「スクーリング・ケアサポーター事業」や「スクールカウンセラーの配置」など、国・県が行う教職員の増員配置とともに、本市独自の措置として、「心のオアシス相談員」を配置するなどして、不登校問題解決のための教職員配置に努めておるところでございます。

さらに、市内小・中学校の教育相談担当者が集まり、各学校で効果のあった取り組みや事例を共有化することで、不登校対応の改善を図るなど、関係機関や小・中学校が情報を交換し、連携と接続を深めることで問題解決に当たっております。

不登校問題において最も有効な取り組みは、教職員による地道な取り組みの継続であると考えております。各小・中学校では、教育相談担当教員を中心にしてケース会議を開き、不登校の状況にある、それぞれの児童生徒に対してアセスメント（見立て）と具体的なプランニング（手立て）を行い、組織的に環境整備を図ることにより、課題解決を目指す取り組みを進めております。

しかし、結果として不登校の状況がなかなか改善されないケースがあります。このようなケースでは、児童生徒の思いを大切にしながら、家庭学習の充実や適応指導教室等での学習活動を通じて、それぞれの子どもたちの「学び」と進路の保障をめざす取り組みを進めているところでございます。

野洲市の児童生徒が一人でも多く、仲間とともに笑顔で学ぶことができるよう、今後も、学校と家庭が連携を深め、教職員と子どもたちとの人間的なつながりを大切にしたい取り組みを進めていく所存でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 中島議員の「ひきこもりと不登校に関連する現状と対策」に関わります、2点目と3点目につきまして、お答えを申し上げます。

2点目の「長期間ひきこもりで社会参加できない壮年期の方への支援策」につきましては、国では「ひきこもり」につきまして、社会的参加を回避し、原則的には6カ月間以上家庭にとどまっている状態と定義をしております。

本市では、身近な地域の民生委員や親の会など市民対象に、心の健康づくりや障害に関する正しい知識の普及を図るため、健康づくり教室や講演会等を実施しており、行政の各相談機関の情報提供に努めますとともに、家族や当事者が気軽に相談できるような啓発活動を進めております。

また、精神疾患からのひきこもり状態にあると見込まれる人は、健康推進課が相談窓口

として対応しており、昨年度「ひきこもり」状態にある方の相談が、6件ありました。その年齢は20歳から40歳代です。

保健師、精神保健福祉士が家族、本人の思いを受けとめながら、県の精神保健福祉センター、ひきこもり支援センターとして開所したものとございますが、などと連携を図りながら、相談支援に努めております。

また、心身の発達から支援が必要と見込まれる人には、発達支援センターが窓口となり相談に努めているもので、昨年度は「ひきこもり」状態にある方の相談が、8件あり、その年齢は10代から50代でございました。

相談者は、障害の特性から、在宅生活となっているケースが多く、「行き場所」がなく、在宅生活を余儀なくされているケースもあることから、昨年6月から野洲市の地域総合センター2階をベースに、社会参加促進事業「スマイル」と呼んでおりますが、これを週1回開催をしております。このサロンでは、遊びや指導員との会話を通じて、また社会体験などを学ぶ場として運営しております。

次に、3点目の「65歳以上の人口とその内一人暮らしの世帯数、高齢者のみの世帯数及び高齢者のひきこもりへの支援策」につきましては、65歳以上の人口は、本年4月1日で、9,953人、6,808世帯であります。そのうち一人暮らしの世帯につきましては、1,028世帯、高齢者のみの世帯は、2,503世帯であります。

また、高齢者のひきこもり支援策としましては、自治会で開催いただいております、小地域ふれあいサロンを取り組んでおりまして、地域の方から閉じこもりがちな高齢者への参加を呼びかけていただいております。

また、おおむね60歳以上の方を対象に、趣味と仲間づくりを目的とした生きがいくりの会17サークルが、健康福祉センターや各コミセンで各サークルが開催をされております。お一人につき3サークルまで入会可能としてご利用いただいております。

また、シニアスクールにつきましても、4スクールを開催しており、今後ますます高齢化が進む中、こういった活動を通して、閉じこもり防止対策が非常に大切となっております。

以上のような活動により、参加者が楽しんでもらいながら、一人暮らしの高齢者等が孤立することなく、地域の中で支えあってもらえる仲間づくりを支援してまいりたいと考えております。以上答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 中島一雄君。

○13番（中島一雄君） それでは、再質問させていただきます。いろいろとありがとうございました。

ひきこもり、不登校いずれにとっても、起きる原因、長期化の理由、また復帰する理由ですね、原因となっている事実でありまして、そのサポート支援対策で、しいていえば、そこには社会の反応が加わっているのではないかと思います。本市の現状と対策について、答弁をいただきましたわけですが、教育委員会、健康福祉部、関係する方々の日ごろの労苦に敬意を表すものでございます。そこで、まず前後しますけれども、ひきこもりについて、再質問をさせていただきます。

ひきこもりの定義は国ではひきこもりについて「社会的に参加を回避し、原則的には6カ月間以上、家庭にとどまっている状態」ということですが、いろいろと今ご回答いただきまして、本市の対応として、民生委員とか親の会等、いわゆる等とは他にいろいろとあると思うのですけれども、ちょっとこの辺のところも簡単に教えていただきたいと思います。

そして、行政の各機関、相談機関の情報提供に努めるということで、各相談の情勢機関名ですね、それと家族や当事者、気軽に相談できるような、啓発活動の推進とは具体的に分かりやすく活動内容をお答えいただければと思っております。

それと、健康推進課ですか、相談窓口対応、昨年ひきこもり状況にある方が6件、年齢も20歳から40歳ですか、精神保健センター、ひきこもり支援センター等、連携を図り、相談支援をしているということですが、それと発達支援センターは窓口に来られた方が、8件ですか、年齢は10歳から50代ということで、昨年6月から市総合センター、社会参加促進事業ですね「スマイル」を週1回開催しているということですが、参加状況と、成果ですね。

それと、昨年度の現状をお答え願ったわけですが、平成21年度、特に19年度から20年度の件数と推移、それと一番大事なことは回復された方の現状はどれくらいの率で回復されているのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

それと、65歳以上の人口が本年4月で、現在9,953人、6,808所帯ですか、その内一人暮らしの所帯が、1,028ということでしたが、高齢者のみの所帯は、2,503世帯ですか、そういう中におきまして、地域のふれあいサロンが各自治会単位で開催されているということですが、地元の方から閉じこもりの高齢化への参加を呼びかけてるとのことですが、閉じこもりがちな方の参加率はどれくらい

か、参加者全体の何%くらいになるのか、ちょっとその辺の分析は難しいと思うのですが、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

それと、生きがいの会の17サークルですか、シニアスクールの4サークルですが、60歳以上の方を対象とのことですが、もちろん閉じこもり防止対策、これは参加人数がどれくらいおられるか、その辺のところをお伺いしておきたいと思います。

それと、不登校についてでございますが、本市の小中学校の不登校の現状は、平成21年度、これが小学校が16名と、中学生が48名、中学校は小学校の約3倍になるわけですか、48名という1クラス以上の生徒が非常にたくさんの不登校がおられるということで、深刻に受けとめるわけでございますが、国、県の率は3.05%で、市が野洲市の場合は4.3ということで、やはり1.3ぐらい多いわけなんですね。この辺にもいろいろ問題があるのではないかと。

それと、不登校の原因は先ほどもいろいろお聞きしましたが、内面的、または個人的理由が8割ということ。人間関係がうまく作れないが1割強ですか。特定をすることは難しいと思いますが、学校と保護者同士、関係機関小中学校の情報交換の疎通を図って、努力をいただいているということでございます。

日本の小、中学校は物理的な原因のない、長期欠席が大幅に増加していると言われております。病気や経済的理由を除いた、任意の長期欠席ということになるわけですね。その不登校生徒児童と呼ばれておりますが、病気・経済的理由のその中で、それ以外に長期欠席者の生徒は他におられるのですか。ちょっとその辺のところを。ということは、病気とか経済的理由というのは、任意の長期欠席には入っていないわけなのですね。入っていないように私ちょっと本を読むと、そのようなことも書いておりましたので。

また、保健室登校と言われる、腹が痛いとか、めまいがするとか、そういう方が保健室とか特別室で、いわゆる学校には登校するが、所属する学級までは行くことができない生徒がいるとかいうようなことも聞いておるわけなんです。また、授業中教室から飛び出して、先生の注意を無視して、廊下を走り回る生徒が何人かいると聞いておるわけなんです。こういう現状はどうか、その対応は先生は非常に難しいと思いますが、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

それと、不登校状態から、学校復帰する生徒、一番この辺が大事なんですけど、不登状態におかれて、いろいろとご指導願ってサポートも受けて、学校復帰する生徒の割合というのは、何人くらいおられるのか、学校側の復学支援とか心身の疲れの回復、親から

の強制、クラスメイトと会いたい、学習の遅れとか学校に帰りたい理由はこの辺にあると思います。

それと、高学年になるほど、不登校長期欠席が急増すると、現実にはその数字が表れてますが、原因は先ほど伺いましたのですが、その事由、事の理由はどの辺にあると思われませんか。最後に欠席日数が多い、1年間欠席してもほぼ自動的に進級できるのか、できないのか、その辺のことが私も勉強不足でございますので、お尋ねしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。まず1点目として、民生委員、親の会等の等にはということでございますけれども、ここには啓発を進める中では、健康推進委員とか、健康を考える会、また精神障害者患者の家族の会という団体とか、発達支援センターにあります療育事業を通っておられる野の花会とか、そういうような障害のある方の子どもたちを支える保護者の方ですね、このような関係団体でございます。

2点目につきましては、相談機関ということでございますけれども、これは県の精神保健福祉センター、これにつきましては、今年からひきこもり支援センターということで改称しております。これにつきましては、昨年、これまでも引きこもり、ニートというのが国でもなっています。法整備が昨年7月にできまして、それを踏まえて各県で支援センターを作る。そこと市町村とも連携しながら、引きこもり対策に取り組んでいこうということで、センターとか草津の保健所等を指しております。

気軽に相談できるような啓発活動ということでございますけれども、今申し上げましたような施設等の内容等を、多くの方に研修会等しながらでも、どういう機能があるのか、相談窓口で、そういうものについてできるだけご紹介、啓発をしながら、少しご不安な点があれば相談いただけるような形で取り組みを進めていきたいと思っております。

そうしまして、次に発達支援センターで取り組んでいます社会参加事業でございますけれども、昨年で10名ぐらいの方が登録をいただきまして、毎週金曜日、午後ですけれども、開催をしております、平均3名から4名の方が来ていただいているということで、これまでは、家で在宅で閉じこもりがちだったという方ですけれども、保護者等の相談があって、来ていただけるようになったというものでございます。成果としましては、昨年でいうと、5名程度は外へ毎週出てきていただいたり、買い物等も行けるようなことになった

ということですし、2名の方につきましては、作業所等の職場体験とか、そういう就労に向けても出て行っていただいておりますので、今後も継続して続けていきたいと考えております。

また、回復への状況ということ、相談の状況でございますけれども、発達支援センターにつきましては、平成20年度から新たに事業としてはスタートしたということで、20年度が実質人数でいくと5人で、今年21年度は8人だったということです。健康推進課で関わっているものにつきましては、19年度、20年度は5件、21年度は6件であるというような状況になって、横ばいですが、増加傾向にあると考えております。

そうしまして、地域での高齢者のサロンについてでございますけれども、閉じこもりがちの方というのは、なかなか把握はできないのですが、基本的にはひとり暮らしされている方とか、どうしてもおうちにおられて、なかなか外出機会がない方に、地元の自治会のボランティアさんに呼びかけをいただいて、この方が交流、ふれあいの場をとということが、一番の志願でございますので、そういう形を踏まえて、自治会でも呼びかけていただいて、集まっておりますということが現状でございます。

最後になりますが、生きがいつくりの会での活動でございますけれども、生きがいつくりでは、昨年度17サークルで384人の登録をいただいております。延べで8,000の方がいろいろな活動をいただいております。また、シニアスクールにつきましては、リズム体操とか男の料理教室など、59名の登録でございます、448の方が延べ参加をいただいたということで、これをきっかけに仲間づくりといいますか、そういうことを進めていただいて、出ていくのが楽しみだという形で、サークル活動等を進めていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の、年間を通じてこの登校できない児童生徒数ということでございますけれども、平成19年度には、年間を通じて全く登校できない児童生徒数が1名、20年度21年度では該当する児童はおりませんでした。

第2点目でございますが、保健室にて授業を受けるといふ、あるいは別室で授業を受けるといふことの現状でございますが、平成21年度には保健室や教育相談室等の別室に登校した児童生徒は、小学校では8名、中学校では25名おります。別室登校での状態でご

ございますが、登校をして保健室で少し休んでから教室に行く児童生徒もおります。あるいは1時間くらい短い時間、別室でプリントとか、あるいはワークブックを別室の先生と一緒に自主学習したり、学習をしたりしておる生徒もございます。数時間ほど学習をして帰宅をする生徒もございます。それぞれの児童生徒の個々の課題や状況に応じまして、学習、あるいは課題学習に取り組んでおるところでございます。

3点目の授業中教師の指示を無視して、教室を離れていくとか、こういった生徒の実情でございますが、こういった生徒の正確な人数というのは、県や市において調査はしておりませんが、ただ調査をするためには、基準を必要としますので、そういった点から、そういった子どもの把握というのは、数的に把握するのが非常に困難だということもございます。

しかし、授業中、常に子どもたちが着席して、先生の指示を聞いているかということ、やはりそうでないケースも今のようにございます。その理由はその児童生徒が一人ひとりを持っているいろいろな課題なり、あるいは状況なりによって、一人ひとりのケースが違います。教室の先生方は各学校では子どもの特性をしっかりと原因を分析し、見きわめてその子の特性にあった形での指導や学習の工夫に努めておるところでもございます。児童生徒一人一人の教育ニーズにあった、教育活動を進めていくという、こういった基本に立ちまして、学習を全教職員で、児童生徒たちへの対応をしていきたいと考えております。

4番目は、不登校の状態から、回復をして登校できるようになった児童生徒は何人くらいなのかという、こういうご質問でございます。平成21年度には学校の指導等の結果、登校、またはできるようになった児童生徒は小学校では16人中13人、中学校では48人中21人おります。しかしながら、児童生徒本人や家庭が抱えるいろいろな課題がございます。一たん登校はしたものの、その後すべての児童生徒がきちっと継続して登校できるようになったのかということ、またこれは問題のあるところでもございます。また再び不登校になるケースもございますし、そのままきちっと登校する児童生徒もございます。

5番目につきましては、高学年になればなるほど、この不登校が増加しているということのご質問でございますが、本市では高学年に不登校が増加するという傾向は見られないところでございますが、一般的には学年が上がるにつれて所属する集団が多様化してまいります。あるいはその多様化の結果、人間関係が非常に難しくなってくる、こういったものが、きっかけの一つとなると考えられておるところでもございます。

また、内面的な問題、あるいは個人的な理由によるものが多くあるところでもございます

が、やはり中学校の2年生、これは思春期の大きな壁がございます。小学校の3、4年生は9歳の壁という、非常に大きな精神的な壁がございます。そういったところで不登校が増える傾向があるというのは一般的に言えることではないかと考えております。

6番目でございますが、仮に1年間以上長期の欠席をした児童の進級についてでございます。これにつきましても判断は非常に難しゅうございます。長期欠席をして、学習面の支障はないといえば支障がございます。しかしながら、1年生から2年生、2年生から3年生へという進級をするということについては、本人の意思、それから保護者のお考え、そして学校や、もちろん医療専門家も含めた、そういったケース会議の中で、その子ども一人ひとりにとって進級をさせることがいいのか、それとも原級留置がいいのかということをも十分検討した結果、学校のほうで判断をさせていただいております。ただ、言えますことは、ほとんどが進級をしているのは現状でございます。ただ、一つ例を挙げますと、中学校から高等学校へ進学をしたために、環境が変わって、きちっと登校をするというケースもございますし、一人ひとりのケース課題によって、ここは変わってまいりますので、そういった慎重な対応の中で対応させていただいてるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 中島一雄君。

○13番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。いろいろとご回答をいただきまして、本当に福祉にせよ教育にせよ、非常にご苦労があるということが十二分に理解させていただきました。

いわゆる不登校を生じる可能性は、どの家庭にも存在していると思います。支援の今後は治療、援助の前の本人の登場をいかに実現できるか、非常に大きな課題となっていると思います。特に医療機関、精神保健機関ですね、教育機関など、地域専門機関や中間的な居場所を提供する民間機関などが、協力しあって個々に異例の対応を機関間で工夫しあって、分担しあう、いわゆる地域連携システムを組みこんだ、包括的な治療、援助システムを各地で運用する努力がされているわけで、そういうことが求められていると言われております。

本市の教育としての福祉も含めまして、福祉教育といたしまして、ビジョン、言葉だけではなく、支援対策に努力していただくことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第5号、第9番、井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） 9番、井狩辰也です。私は野洲市コミュニティバス「おのりやす」の運行について、ご質問させていただきます。

平成2年度から運行してきた「市内循環バス」が、本年度4月1日より、市が直営を行う形で、野洲市コミュニティバス「おのりやす」として運行されています。「市内循環バス」は平成2年5月に1路線で運行が開始され、その後、北、南循環の2路線に増設され、野洲市合併後はあやめコース、祇王・中里コース、篠原コース、三上コースの4路線に増設されました。平成8年度10月からは高齢者問題や、障害者福祉施策の一環から、車いすでの乗降が可能なバリアフリー化された低床バスやリフトバスが導入されました。本年度4月1日以前の直近ではあやめコースでは、乗車人数33人の小型のノンステップバスが8便、祇王・中里コースでは乗車人数26人の小型の低床リフトバスが6便、篠原コースでは乗車人数49人の中型のノンステップバスが6便、三上コースでは乗車人数26人の小型のノンステップバスが7便運行されていました。

市内循環バスの運行方式は、赤字補てん方式で、民間のバス会社に運行を委託し、赤字計上の場合に補助金という形で、市が補っており、補助金は年々増加し、平成20年度で約4,000万円が計上されました。この約4,000万円の経費を圧縮するため、本年度4月1日より、市が直営する形で年間2,900万円程度で野洲市コミュニティバス「おのりやす」として運行されています。

運行コースの便数の変更はないが、あやめ、祇王・中里、篠原の3コースの通行車両が、乗車人数12人の車いすが利用できないワゴン車に変更されております。三上コースのみ、乗車人数26人の小型のノンステップバスで、三上コースのみ車いすが利用可能な状況であります。つきまして、財政が厳しいことは理解しておりますけれど、どのように検証された結果、三上コースのみ車いすの利用可能なバスを残されたか、見解を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 井狩議員の野洲市コミュニティバス「おのりやす」の運行についてのご質問についてお答えをいたします。

これまでの循環バスにつきましては、空気を運んでいるといった空バス批判や、高コストで利用者一人を運搬する経費が約750円、総額では約4,000万円かかることから、費用対効果の面から廃止を含めたご意見や、反対に運行経路の拡大を希望されるご意見もあつたところであります。

そこで、昨年度、市ではあらゆる角度から検討を行いました。まず、乗客数を見たところ、あやめ、祇王・中里、篠原コースの3コースにつきましては、1便当たり平均8人前後の乗客数であり、検討段階では車イスの利用がない状況であったため、リフト付でない400万円程度の安価な12人のワゴン車両に変えました。

一方、三上コースにつきましては、4コースの中で一番利用者が多く、1便当たり11人前後の乗客があったため、定員12人車両では定員オーバーとなる恐れがあること、また、毎日車イスを使って作業所等に通勤されている方が、年間延べ人数で約500人おられる実態があったために、従来使用していたバスを効果的に使用しようと考えたものであります。

なお、事業費といたしましては、車両購入額の半額は、国の臨時交付金の充当事業とすることができたこと、並びに車検等の維持管理費や燃料費の面で、大幅な経費節減が図れるとの検証から、年間約4,000万円かかっていた経費が、サービスの低下を招かず年間約2,900万円で提供できるようになったものであります。

また、三上コース以外での車イス対応の要望につきましては、タクシー利用助成の助成額を昨年度より2割増やし、充実を図るとともに、介護タクシーや社会福祉協議会の福祉車両貸出事業などの、他の福祉施策で補完し、対応しようとしたものであります。

なお、今後は利用状況や財政状況を見ながら、野洲市障害者福祉計画に沿って、誰もが利用できるユニバーサルデザインの実現を図ってまいる所存であります。以上、答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） 以前は一家に一台車を保有されている時代で、現在一人に一台車が保有という現状の中で、公共のバス事業者が事業を継続していくことが厳しい状況にあります。今後また高齢者も増えていく中で、やはり私は自由に低価格で、だれもが利用できる公共交通環境を整えることが、行政の使命であると思っております。

現在、交通空白地域は除いて、三上コースのみがハード的にその環境にあると、交通空白地域はコースや時間帯を見直すことによって対処できますけれど、今回バリアフリー化されていないバスを採用したことは、車いすを利用されている方にとって、自由に移動できる可能性を完全に排除した判断であったと私は思います。平成19年3月に野洲市障害者福祉計画は策定されておりますけれど、この基本理念の中に、ノーマライゼーション、リハビリテーションの視点に加え、誰もが地域において快適に自立した生活を送ることが

できるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるとあり、ユニバーサルデザインというのはバリアフリーをさらに発展させた考え方で、駅とか道とかの改修、住宅の建築、心のケアも含めて社会に広く浸透されている考え方です。それを踏まえた上で、今回三上コース以外のコースで、車いすの方が利用できない現状は、ユニバーサルデザインによるまちづくりからの後退という認識はあるのか、先ほどご答弁でもおっしゃいましたが、利用状況や財政状況を見ながら、今後検討ということをおっしゃいましたが、私は三上コース以外でのバスのバリアフリー化は喫緊に対処すべき課題であると考えておりますけれど、見解を求めます。

あと2点ございまして、野洲市地域公共交通会議において、三上コース以外のコースで、車いすを使用できないことに、どのような意見が出たのか、ご質問します。

今回の判断は経費を削減するというところに重点を置かれてますけれど、少しでも経費を圧縮するために、市民に対しての利用促進の啓発は必要だと思いますけど、現在の取り組みについて教えていただければと思います

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 井狩議員の再質問にお答えをいたします。

三上コース以外でのバスが、車いすが利用できないというのは、ユニバーサルデザインのまちづくりからの後退ではないのかというご質問であったかと思いますが、もちろん高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法とか、野洲市障害福祉計画に基づきまして、ノーマライゼーション、リハビリテーションの視点に加えて、誰もが地域において快適に自立した生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めていかなければならないということは、十分認識をしてるところでありますし、また、障害をお持ちの方が、公共交通を利用しまして、できるだけ自立で通所をされまして、地域生活を送られるということは、また社会進出への足掛かりにもなりますし、リハビリにもなります。そういうこともわかっておりますし、障害のある方、またない方がお互いにふれあいの場とされて、障がい者問題の啓発につながるということも十分承知しておるということでございますけれども、昨年度の見直しにつきましては、井狩議員がおっしゃってましたように、継続か否かの議論から出発いたしまして、経済的で環境にやさしい事業効率が高い、こういった事業運営をとということで、ベストではなかったかもわかりませんが、継続するにはベターな判断ではなかったかと思っております。

先ほども申し上げまして、繰り返しになるかと思いますが、今後につきましては、コミュニティバス事業以外の福祉政策の充実と併せまして、いわゆる交通弱者の移動手段や車いす対策も検討していかなければならないと認識しておるところでございます。

野洲市の地域公共交通会議が、昨年度二度開催されておりました、その中で三上コース以外のコースで車いすを利用できないことに、どのような意見があったかというようなご質問であったかと思うんですけども、その中では、車いすの利用実態を説明いたしまして、車両の小型化について説明いたしましたところ、特に反対等のご意見はございませんでした。

最後に利用促進の啓発でございますけども、平成21年度と22年度続けまして、全戸にリーフレットを配布いたしまして、利用促進を図っております。今までは高齢者や障がい者のためのやさしいまちづくりの福祉的要素ということが主でございましたけども、今後は、買い物客や観光客などを商業施設に誘導する役割であるための、にぎわいのまちづくりの一助となったり、また地域公共交通の利用を促進することについては、温室効果ガスの排出削減にもつながるといことで、環境負荷を軽減するまちづくりにも寄与するといことで、そのことにつきましても、より一層の啓発を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 井狩辰也君。

○9番（井狩辰也君） 改めて私は自由に低価格でだれもが利用できる公共交通環境を整えることは、行政の使命であると思っておりますので、ぜひ三上コース以外でのバリアフリー化は喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思っております。

再々質問させていただきます。市長にご答弁お願いいたします。

市長は12月の総務常任委員で「まちが運行しているバスは保守的要素の以外に、市民の移動手段の要素がある」とご答弁されております。私は移動手段というのは、通勤通学の手段という意味にも含まれると思っております。市長は通勤手段として現在利用されておられるのかということです。

今後市長がコミュニティバスを利用されることで、先頭に立って利用促進に取り組まれる考えはありますか。というのは、このご質問させていただくのは、市民に対して利用促進の啓発も大切ですが、もっと私が大切だと思うのは、まずしなければいけないと思うのは、庁舎内の職員の利用促進のための意識改革が必要だと考えます。

例えばトヨタの社員がトヨタの自動車を買います。民間であれば当然の考え方ですけれども、自分たちの業績が下がれば自分たちの給料も下がります。自分たちの製品グループ会社のサービスを利用することによって、自分たちの会社をよく知ることができます。そういったメリットもございます。今回直営化されたコミュニティバス、直営化になったので、経営方法次第では、経費を圧縮できると考えます。まずは職員が通勤の手段として公共交通を利用して、出所する日を例えば設定して、市役所として公共交通の利用促進に取り組むべきであると私は考えますけれど、現在そういった取り組みとか、お考えとかございますか。

最後に今回先ほども申しましたけれど、循環バスにかかる経費をいかに削減するかという点において、大きなウエイトが置かれた判断であったと思います。ただ、公共交通における高齢者福祉、障がい者福祉、環境問題等について地域住民との話し合い、交通事業者との連携、役所内部での横断的な話し合いが、そういった点で不十分であったと私は考えております。今後高齢者福祉、障がい者福祉、環境問題等を含めた公共交通について、大きなビジョンが必要であると考えますけれど、見解を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲義彰君） 井狩議員の再々質問にお答えいたします。

このバスの問題につきましても、昨年6月の集中改革プランでご提案申し上げました。先ほど部長が答えましたように、危機的状況でした。空気を運んで4,000数百万です。もう先行きがないということで、現に私はむしろ中主路線については、地域の方から合併で押しつけられた、こんなもの要らんからやめとけという声をたくさん聞いてました、むしろ。そのぐらいの声があったぐらいのことでして、これは私としては、均一料金にしてご利用いただきたい。原則は、何回も申し上げてますように、去年は緊急的に土曜日を閉じました。これは少ないという理屈ですけど、少なくとも何人かは利用しておられるので、私としては切りたくなかったのですが、あれだけの財政難ということで、そういうことをしましたが、とりあえずことは前までのサービスに戻したい。一番気になったのは、障がい者の方の車いす利用があるかどうか、何回も正しましたけども、検討段階では実際はなかったという報告を受けてます。

それともう一つは、バスの小型化にして、そこにリフトをつけると、定員がまた減る、そして数100万円高くなる。というか1,000万くらい高くなる、バスが。そうすると定員を増やしてリフトをつけるとなると、バス代がすごく高くなります。点検代も車検

代も高くなります。では、なくすよりはとりあえず今の形をという議論の上でやりました。

ただ、車いすの方の利用実態を見ていますと、むしろ病院へ行かれるとか、それも市内の病院ではなしに、隣の市の病院へとか、それは循環バスなり、コミュニティバスを利用しておられません。現に今年になってから、一部中主路線を、あやめ路線を利用していた方がおられるという話を聞きました。でも、実態を聞いてみると、成人病センターへ行っておられるとか何かそういうことなので、確かに駅の方に来ておられる場合もありますけれども、それよりは充実度の高い、タクシーの助成をふやさせていただいたほうがいいのではないかと、ということでありました。決してバリアフリー路線を、旗を下げたわけではなくて、現状を復した上で、次の展開を図りたいと思っております。

あと、職員への利用というのは、まずは私も毎日歩きか自転車ですけれども、雨が降っても雪が降っても。できるだけ環境の負荷の低いものということで、昨年からは、これまで野洲の場合は、1キロを超えたら、車で来て駐車場まで手配したのを、これはもう世間並みに2キロ以上にしました。まずは、できるだけ徒歩自転車で、それ以上でも来ていただきたい。ただ、2キロ以上は保障はしますけれど。

ただ、路線バスといいますか、今のコミバスで通勤を促進しようと思うと、これは今のわけにいきません。ですから、公共交通は原則そうしています。ただ、市役所へ通勤に来れる路線というのはそんなにたくさんありませんから、当然鉄道も含めて、例えば具体的に言いますと、駅に近い他市の職員で、これまでは車で来ていたのを、できるだけ最寄り駅に行って電車に乗って、駅からは徒歩距離ですから歩いてくださいということによってます。これは当然当たり前のことです。

それと、庁内連携が不足とおっしゃいましたけれども、これは環境面、財政面、そしてから市民の移動手段、そして福祉の部門、こういう連携した上でやっていますから、ですから、タクシーチケットの2割助成をやったというのは、連携の成果ではないかなというふうに考えております。

以上ご答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第6号、第3番、小菅六雄君。

小菅君。

○3番（小菅六雄君） それでは、国民健康保険の問題について質問を行います。

初めに、市長に質問に当たりましてであります。ご承知のように、鳩山首相が去る2日の日に退陣表明いたしました。これは昨年8月の衆議院選挙で自公政権に変わる新しい

政治を、多くの国民の皆さんが求めた結果であったと思うわけですが、しかしわずか8カ月半での退陣であります。これは国民の期待に背きまして、ご承知のように沖縄の普天間基地問題を初め、政治と金の問題、または暮らしの問題など、相次いで公約違反に対する国民の皆さんの怒りだと私は思う訳であります。ところが去る4日、新たに就任した菅首相も、普天間基地問題移設では、日米合意を踏襲するとか、あるいは政治と金の問題でも証人喚問には答えようとしていません。言いたいこといろいろあるわけですが、こういう政治状況の中で、今まさに政治のあり方が問われていますので、国政のみならず、市政においても、このことを教訓にして、今後の行政運営されることを初めに求めておきたいと思えます。

それでは、国民健康保険制度について、制度全体にかかわっての質問を行います。

1点目に3月議会に、近年にない大幅な国保税の引き上げをされたわけですが、言うまでもなく、市民の生活実態は厳しいです。広報にも引き上げの税率改正の広報をされましたが、これ以上値上げになったら、とてもじゃないけど、支払うことができない、何も考えているのかなど、怒りと共に不安も寄せられているわけですが、改めまして、今回の国保税の大幅な値上げについて、どのような認識を持っておられるのか、初めに聞いておきたいと思えます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩します。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時02分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○市長（山仲善彰君） 失礼しました。認識についてお答えをいたします。

総論から申し上げますと、国民健康保険制度は、他の保険制度に属さない方が対象になっています。その結果としてやはり高齢者ですとか、年金生活者の方になっておりますので、当然値上げが生活に一番敏感に響く方々が対象になっていると思っております。それと、従来から申し上げてますように、健康保健だけではなくて、今の日本の状況からしますと、さまざまな公共料金の値上げが控えているといいますか、収支が合わない状態になってまして、「公共料金残って市民なし」というおそれがあるのではないかと常々申し上げます。

そういう意味からすると、私としても国民健康保険の料金の改定といいますか、値上げは極力避けたいという認識は共有化しております。ただ、保険制度でありますから、皆さ

ん方が持ち寄っていただいた分と、使った分の収支を合わさないといけない制度です。先ほど来から部長が説明してますように、実際は医療費は上がってきてます。

では、その部分をどなたからいただくのかと、当然一般財源から持ち出したらいいわけですがけれども、保険という制度からすると、それは避けられない。これまで野洲市は余り上げてこなかったのは、ある意味想定よりも医療費が低かったのか。あるいはある時点で高い目の料金が設定がされていたがゆえに、余剰のお金がたまっていて、済んでいくということもありますので、見解としましては、上げたくはないけど、保険制度という性格からしたらやむを得なく、かつ近隣市の均衡を見た場合、許容できる範囲ではないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 結論的には、値上げそのものは敏感に響く、そういう感想を言われましたが、結論的には市長は保険制度だから、仕方がないという答弁に聞こえましたが、しかし、そもそも国民健康保険制度は、法律に基づく社会保険制度、これはもうご承知やと思うんですけど、こういう観点から、国民健康保険が運営されているか、そこは問われていると思うんですね。市長も言われましたが、無職の層、所得の低い層からなっているのですね。

ちょっと初めに、現状についてお聞きしたいのですが、約7,000世帯が国保加入しておりますが、職業別に見ると、どのような構成になっているのか、市は調査されているのか、されているとすれば、その内訳というか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、お答えをさせていただきたいと思いますが、厚生労働省が毎年抽出の調査ということで実施をしております。本市ですと、70件という検体ということになりますので、ある意味ではわずか1%ということに世帯できますとなりますので、これをもって市の構成というのはなかなか難しいと考えております。これが去る5月14日に、平成20年度の全国集計結果が出てます。これをご紹介申し上げますと、無職の方が39.6%ということで、次いで被用者ということで、給与所得をもらっている方ですけど、これが33.7%、自営業が17.3%ということで、本市として分かっている範囲は以上のおりでございます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 70件の検体で、これを見て全体は難しい言われましたが、今無職39%と言われましたかね、これをちょっと見てほしいのですけれども、ちょっと合わないのですけれども、今の答弁と。

これは国全体のやつですね。1975年、昭和50年では農業・自営が合わせて55%ほどですね、それが2007年では14%まで落ちていますね。それで無職は昭和50年は約8.4%だったんですね。それが先ほど部長は2008年度言われたのかな。これ2007年度の厚労省の集計なんですけれども、55.4%になってるんですね。

言いたいのは、いずれにしろ農業、自営の収入層は、大きく減って、無職は今や過半数を超えている、こういう現状なんですね。この現状について、先ほど70体の検体で野洲市全体をはかることは見られないといいますが、しかし部長自身は同様の傾向と野洲市でも見られると判断されますか。この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今申し上げました、全国推計ということで40%ということで、年度として1年差がある。恐らくこの数字につきましては、国保連の中央会から出た数字であるかなという思いをしているのですが、確かに若干開きはあると思いますけれども、どうしても年金の方が主体となってくるという加入者の実態としては、そういう動きになるのかなという思いはしておりますけれども。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 今、構成別に見ましたが、次、国保加入者の所得階層別を一遍見てみたいと思うんですけれども、しからば約7,000世帯の所得別の階層ですね、それをつかんでおられますか。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 所得別の構成につきましては、平成21年度末の課税状況をベースに、ご報告させていただきますけれども、総所得33万円以下の世帯が、21.9%、103万円未満の世帯が、13.2%、200万円未満の世帯が25%、300万円未満の世帯が14.5%、400万円未満の世帯が8%、500万円未満の世帯が5.5%、600万円未満の世帯が3.9%、700万円未満の世帯が、2.3%、800万円未満の世帯が、1.7%、900万円未満の世帯が、1.1%、900万円を超える世帯が3%となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 今言われましたのは、この表なんですけども、結論的には野洲市全体で、7, 279世帯、国保加入がありまして、そのうち約60%が所得200万円以下、所得の低い層の方々が、6割を占めているんですね。これこういう表ですね。逆に900万円以上の方は217世帯で約3%、大半とは言いませんけど6割の方が、所得の200万円以上は高いとは言いませんけども、とりわけ低い層が約6割、これが今の野洲市の国保の現状です。

ですから、初め市長、保険制度だから仕方ないこと言われましたが、無職の層がふえている、収入を得る層が減っている。そして、所得の低い層から成り立っているということを含めて、やはりこういう認識のもとに国保運営が私ほしなけばならないと思うのです。改めてこういう現状を認識した上で、国保会計、国保運営されてたのかどうか、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） この所得については、歴年大幅に伸びていないということですよ。もちろんこの所得階層の中で運営されていると認識しております。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） なんかもう一つよくわからないのですけども。

それでは、こういう無職の層の方が多かったり、あるいは低い所得の層の方が多かったり、そういう中で、国保税はどうなっているかということですが、これ合併後、野洲市の国保税の推移であります。平成18年が所得割が7.78%が、今回10.92%になりまして、3.14%も上がりました。資産割は廃止になったわけではありますが、均等割は3万5,900円が4万5,800円、約1万9,900円上がっていますね。平等割が2万8,100円から、3万7,500円、9,400円上がっていますね。これ国保三税で合計していますので、なんですけれども、これほど国保税が上がってるわけですね。これが上がりましたが、また後で言いますが、これらの層の方々に、支払い限度越えていると思うのですが、その認識ちょっと聞いておきたいと思います。初めに。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 若干合併以後、資産割をなくした部分とか、新たな後期高齢の制度があって、若干動かしてはおりますが、金利と比べてご承知のように、できるだけ、現行税率を踏まえて、運営できた、結果的に医療費等の関係がありましてですね、

運営はできたと考えておりますし、限界という部分が、どの部分であるのかというのは、明確に私ども持っておりませんが、先ほどありましたように、国保につきましては、いろいろな階層の方がおられるということで、所得につきましても、いろんな所得、年金所得、自営業ですね、その所得の捕捉率等を踏まえた形で、運営をしていくということを考えております。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） もう一度本当に支払いの限度を超えているのかどうか、確認しておきたいと思うんですけれども。課税基準総所得215万円として、40歳以上の一人世帯でしたら、今回値上げで25万7,500円から31万8,000円に上がるんですね。それと同じく所得356万円夫婦40歳以上子ども一人の場合でしたら、45万300円が、55万4,700円に上がる。同じく子ども二人だと47万9,900円が59万1,600円にもなるんですね。所得215万円なり、所得350万円前後で、こんな31万円から59万円、約60万円の国保税、これから見ても、本当に支払い可能なのかどうか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） これは近隣含めてですけども、このような税率になってましたので、ご負担をお願いできるものだと考えていますし、国保の場合は、所得の応益割りということがございまして、一定限、たぶん低い方につきましては、軽減装置というような部分もございまして、そのような中で制度の仕組みができておりますので、これをお願いをしたいと考えております。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） いや、ちょっとお願いできないと思うんですよね。これもちょっと見ていただけますか。

これは加入世帯の所得と国保税の関係ですが、1984年、約35年くらい前ですか、当時国保加入世帯のこれは全国の統計ですが、約35年ほど前は、所得が国保加入者で179万2,000円だったのですよ。その時の一人当たりの国保税が3万9,020円だったんですね。それが1991年バブル前後になりますと、国保税は6万5,284円。しかし、所得は約100万円上がりまして、276万5,000円になったんですね。

ところが昨今、これ2007年度の統計であります、所得は約100万円減ってるんですね。国保加入者、全国平均で、166万9,000円、ここまで所得が減りまして、

しかし国保税は一人当たり平均8万4,367円こんなになってるのですよね。同じこと聞きますが、こういう現状でも支払い限度、越えてると私思いますが、どうでしょう。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 限度とおっしゃる部分があるんですが、仕組みとしてご負担をいただける仕組みである、今現在そう考えておりますし、先ほど申しましたように、自営業の方、また年金の方が、先ほど無職の方が半分おられる、この多くが年金受給いただいている方だと思っておりますので、国保につきましては今言いました年金については、サラリーマンと違います、特別な控除、控除額で言えば倍の金額が控除額があるということがございますので、それなりに所得のことを踏まえて、軽減措置、おっしゃるように、他の健保と比べますと、負担率は事実高いということは事実でございますし、この部分については、何らかの今後の今の国の中で、検討をいただいております、またしていかなければならないという認識にはなっておりますけれども。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） これだけ指摘しても支払いができるという答弁であります、本当に支払いができていますのか。

これは野洲市の国保税の滞納の繰越調定額ですね。平成17年度が1億8,346万円ですか、毎年約1,000万ずつぐらいふえまして、この5年間ほど見ましても、平成17年度1億8,346万円が平成21年度では2億2,925万円まで、こういう現状ですわね。これは滞納繰り越し分ですね。

それとこっこのほう、これは今回資料お願いしたのですが、前年度出なくて、2年前のちょっと古くなるのですが、傾向は同じですので、所得階層別に滞納しておられる世帯なんですけれども、黄色の部分の所得33万円以下の方ですね、ちょっと見にくいのですが、2,155世帯あって、2年前ですよ。このうち滞納しておられるのが433世帯、同じく33万円から100万円が1,090人世帯当時ありまして、209世帯が滞納しておられる。この2年前は8,564世帯あったのですよね。今7,000数百世帯のは後期高齢者のほうに移行していますので、当時はまだありませんでしたので、この8,564世帯のうち、62%の方が所得200万円以下の方が滞納されている。先ほど減免云々言われましたが、こういう方がかなり所得の低い層を中心に、かなり滞納されている。すなわち払えないということですね。これが一つ。

それと払えない結果、どういうことが起こっているか、これもちょっと市の長年にわた

る統計がないので、全国統計なんですけど、これも大なり小なり野洲市も傾向が同じだと思いますのでね。払えないから資格証明証を発行するというのが、野洲市でもやっておられますが、1996年では全国で5万7千件ほどだったんですね。資格証明証の発行数が。ところが2006年ではこれが35万件、7倍ですね。必然的に先ほどの低所得者層を中心に、資格証明証が発行されていると思うんですね。そういうことなんですね。それでも支払い可能と認識されておりますか。もう一度聞きたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） やりとりを聞いていますと、話が進まないの、支払い可能かどうかというのは、確かに所得と負担を見ていただくと、無茶な金額に見えますけども、いろいろな控除をした上の金額ですから、総収入は違うと思います。

それと、滞納が連動する部分と、必ずしも連動しない部分があると思ってます。それともう一つはこれはいつも申し上げていることですが、確かに職がない方、あるいは高齢の方というのは、現役と比べると厳しいなというふうに思います。それと、昔の例えば20年、30年前、現役だったから、病気にかかる率も低かった。そして、収入が落ちておられる。ですから、国民健康保険の場合は先ほど部長が申し上げましたように、制度設計が税の捕捉率が低いという前提で成り立ってますから、厳しいめになっていると思います。

ただ、これは全体の制度設計を変えないとだめだと思ってまして、先ほど冒頭に何をおっしゃったのか意味がわからないことおっしゃったんですけども、なぜあれが冒頭にあいう意味不明のことおっしゃったのかわからないのですが、小菅議員の発想は、やはり人間とは生まれて仕事をして、人格形成をして、資産も形成して、そして最期を終えるという設計なのか、いつまでも毎年の給与の中で生活をするという設計なのか、もちろん事故があったり、困難な状況の中で、いわゆるストックのない方もおられますけども、日本の今の状況を見ますと、今回のギリシャの例でも、先日もとんでもない論調が載ってましたけども、もっともっと借金してもいいと、国民が国債を買うのだからとおっしゃってるんですけども、なぜそう言われているかということ、ご承知のように、1,400兆を超える国民の金融資産があるわけです。これはもちろん貧富あるいは格差はありますけれども、相対的にはそれだけの資産がある。ですから、今フローで収入がない方であっても、ストックを持っておられる可能性もあります。現時点では私どもは補足できません。ですから、私も今の制度が完璧だとは考えてません。

そして、市民の生活を守るのが市の役目だと考えてます。ただ、これを小手先で直すわけにはいかない。今回も本当ですと、もっと上げないといけなかったわけですが、最小限に抑えたつもりでいます。余り愚問な議論よりは、一緒に全部オープンにしますから、どれだけ成り立つのだろうか、例えば野洲にもっと財政力があるのであれば、もう少しルールをきちっとした上で、負担をしてもいいかなと私思いますけれども、両面から今ルールがきちっと確立されてない、町によっては市長さんの鶴の一声で、裏打ちをしているところがあります。ルール外で。でもそれは持続可能な制度ではないと思ってます。やはり国民健康保険の制度をきちっと位置付けた上でやらないとだめです。万が一鶴の一声でやるにしたって、野洲市はそれもできない状況です。これまでのつけの中で。そういう中で支払いができるかどうかとおっしゃれば、当然支払いが厳しい方もおられると思います。

でも、支払いができる方も、この今の表面的な所得の中で低いけれども、支払いができる方も、一定数私はおられると思ってます。ただそれは今プライバシーで守られてますから、いわゆる総番号制になってませんから、補足ができません。もう少し建設的な議論で進めていきたいなと思います。以上お答えといたします。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） きょうは国民健康保険制度そのものをこれから議論しようと思ってるんです。野洲市の国保税が高いだけのきょうは追及じゃないんですね。いずれにしても、市長が当初質問の意味がわからないと言われたことについては、言葉を返せば私は市民の声が市長はわからない、そう判断させていただきます。

それで、次の質問に入りますが、先ほど言いましたように、野洲市の国保税が高い、けしからん、その立場で今日はそれだけ質問しようと思ってるだけじゃないんです。市長言われましたように、根本的な国保制度の問題点も議論したいと思っているのですが、一つは国の責任、二つ目は市の責任、二つあると思うんですけれども、国の責任なんですけれども、本当にこういう以上に高い国民健康保険税になったということは、その原因が分析が必要だと思うのですね。

やはりこの間、30年間自民政権、この10年間は自公政権でありましたが、相次いで国民健康保険制度の国負担制度も含めて、相次ぐ解約削減してきたわけなんですね。これちょっと見てもらえますか。

1980年代、医療費への定率国庫負担45%、38.5%にしたとか、退職者に対する医療給付ですね、これを被用者保険に負担させるとか、臨時財政調整交付金を廃止した

とか、1990年代になれば、ずっと一連に書いてますように、事務負担に対する国庫負担も廃止してきたとか、同じく保険料軽減のための、国の予算も減らしたり廃止してきましたですね。最近では1990年代に医療費への定率国庫負担、38.5%を33%に減らした。これはものすごく減らしてきたんですね。

これも一つ見ていただけますか。国の負担というのは、国保会計総収入に対する国の支出金の占める割合とか、医療費に対する割合とか、保険給付に対する割合とかいろんな計り方があるのですけれども、これは国保の総収入に対する国庫支出金の割合なんですね。今思いますと1980年度は、57.5%が国の負担割合で占められたんですね。これも多く語りませんが、しかし2007年度ではこれが25%まで減っているんですね。約半分、国の負担が。これだけ負担を減らしてきた。であれば当然国保会計は大変になるのは当たり前ですね。これが根本的な問題だと思うんです。他にもありますよ。ありますけれども、財政的には国の責任との問題では。だから、そういう意味におきまして、この点について、自治体の努力の限界を超える部分も出てくるんですよ、こういうことされていると。だから先ほど言いましたように、この30年間自民党政権のもと、これだけされてきましたが、これはこれでやはり自治体は毅然として、国に社会保障制度として法律に基づく国の責任を果たせと言って、もっと当然地方6団体もありますけど、市長自身も、国に国保会計を守る、市民の命、暮らしを守るその立場から、これはこれで主張すべきだと思うのですけれども、これは国の問題の一つ目、どう思われます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 国の負担率が低まっているのは当然でして、医療費がふえている、高齢になられる部分が増えている。そこに料金を上げてきている。だから被保険者の絶対数、そしてからそれぞれの方の保険料が増えている。その中で国が減らしたというよりは、国が絶対額をそんなにふやしてないか、ちょっと細かい数値は認識してませんが、当然おっしゃるようなグラフにならざるを得ない形です。

極端に減らさなくても分母がふえていることからすると、当然そういうことで、私も先ほど申し上げましたように、国民健康保険の制度の趣旨からすれば、共通財源でもっと賄うべき、これはもう従来から申し上げてます。国にも個別に言ってます。

ただ、今の国の財政を見れば、そう簡単な話ではないだろうと思いますけれども、だから私としては、市の中でどう守れるのか、可能であれば、次元的に市民の負担を軽減する措置は必要だという認識はしております。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 市長これは分母の問題ではないのです。さっき言いましたように、率そのものを減らしているのに、当然減ります。医療費への定率国庫負担ですね。これは1980年には45%だったんですね。それが1990年には33%まで減らしているんですね。当然こんなもの、市町村国保は大変になるのは当たり前なんですよね。そういう認識をもっていただきたいと思います。

それと、もう一つこれほど国が市町村国保が大変な時に、担当部、課のほう、さる5月19日ですね、厚生労働省保険局長が都道府県知事宛てに公益化と支援方針の策定について、こういう通達を出してるんですけど、これはご存じですか。

○市長（山仲善彰君） はい、知っています。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） ありがとうございます。

これは国が今、民主党政権を中心に検討をして国保の広域化を言っているわけですけども、広域化そのものにも問題があるのですけれども、ちょっと一点に絞ってしゃべりますが、こんなことが書かれているんですね。国保の広域化についての部分ですが、そこでの国保会計の現在の赤字解消の目標年次のところがあるんですけど、その指示で、私が思うのには、これまでの国の負担削減を棚上げしておいて、市町村国保いわゆる一般会計繰り入れをしてはるところもあるのですけれども、一般会計繰り入れによる赤字の補てん分については、国保会計の赤字を一般会計繰り入れしている云々についての言及なんですけれども、これについては、保険料の値上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること、こんなことが書いてあるんですね。

それだけでなくもう支払い限度越えるような高い国民健康保険税を赤字解消のために保険料を値上げなさいって、こんなことが書いてあるんですね。これについてどういう見解を持っておられます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申し上げたように、国レベルでの財源補てんをしない限り立ち行かないという認識をしておりますから、この見解とは合わないと思ってます。私の認識は。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） この件では、さっき言いましたように、国保の広域化の条件整備

のため、いろいろ国が考えを出しているのですけれども、これは市長言われましたので、本当にこういう国の立場を正すようなことをやはり市長は国にもっと言っていただきたいと思います。

今、国の問題言いましたが、だからと言って市の責任もあるわけなのですね。そこを一つお聞きしておきたいと思いますが、市の責任と努力の問題。国に主張すべきは主張しながら、自治体の努力が必要だと思うのですけれども、これは県下の一般会計からの国保会計の繰入額なんですけれども、法定外部分です。一人当たりの額なんですけれども、2008年度の調査で、安土・木之本等は、合併前になるのですけれども、例えば安土町の場合は法定外繰り入れを一人当たり1万1,885円つけたんですね。木之本は1万242円、あと甲良町、栗東、草津、甲賀市といてますが、反対側の方がダブるところがありますが、栗東市が8,592円ですか、近隣ですね。草津市が8,020円、守山市、1,589円、野洲市が1,214円。市長は財政が大変、それしか言わないのですけれども、それにしても市民に対する姿勢、国保加入者に対する姿勢がここに端的にあらわれてると思うんですね。そういう意味から見たら、国には言うべきことを言うが、市も努力せな、やっぱりだめなんですね。この点について、どう思われますか。市長か部長かわからないのですけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市の努力は当然だと思ってます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 草津市が8,592円、野洲市が1,214円、6倍か7倍違いますけれども、それでも市の努力必要と言われましたが、これ努力の結果ですか。もう一度お聞きします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私に聞いていただくよりも、むしろみずからのほうがご存じだと思います。私さっき言いましたように、ある意味で高めの料金設定がしてあって、余剰金がありましたから、繰り入れれば近隣より料金設定が安くなるということもあって、むしろ結果と合わせたがために、それほど繰り入れる必要がなかったから、そうなっているわけです。

2008年と言いますと、平成20年ですね、まさに私が預かった年です。法人市民税が20億も組まれてました。それほど財源が豊かであったわけです。ことし4億円大です

ね。その中で、今どうまちが動いているのか、ぎりぎりのところでやっています。だから、前のその意味は、おっしゃることがよくわからないですね。

それとこれ1個、答えもこれにしておきます。先ほどもう一つ認識がおかしいと思いましたが、私が言ったのは、保険医療費全体がふえている。国が今まで他の分野でもやってきたことは、低額でしか渡していないので率が減っている、そういうこと私申し上げているので、どうもそこがご理解いただけていないと思いますね。さっきの45%が38.何%になった、率が減らしたのではなしに、総額を減らさなくても分母がふえているので、国からの支援額が、分母が大きくなった分割れば低くなっている。そういうこと私が申し上げたのにちょっと誤解しておられたので、もう一度改めておきます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） この現状がこうでありまして、国の責任、市の責任と努力、これはそれなりにわかっていただいたと思いますので、今後、国庫運営に適切にしていきたいと思いますが。

あと、市の努力の点でもう一点個別についてお聞きしたいのですけれども、22年4月施行の改正国保法ですね、保険料賦課する際、応能応益割合にかかわらず7割・5割・2割軽減を可能にすると法律改正されたのですけれども、これまで応能応益、基本的に50・50にしなければ法定減免認めないというものでありましたが、これが撤廃されまして、割合を変えることによって、低所得者層の軽減につながると思うのですけれども、自由裁量になりましたので、その点について今後何か割合を変えていく考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 今回、国はこの応能応益割というのは撤廃するというところで、これまではこれに基づいて7割・5割・2割このルールと、6割・4割ですかね、こういうので実は軽減する部分が制限されてました。これを守れないと国から軽減分の補助金をもらえないという意味では、地方主権で変わってきたと思ってます。それはいいことだと思ってますが、ただ、ここは先ほども出てましたように、一つは所得の不足率の中で、例えばお二人年金だけの世帯ですと、年金収入でいきますと300万円、最高303万までいくのですけれども、お二人ですと。この方は7系にかかるわけです。そういうのは所得の不足率という部分がありまして、ではこういう構成がある中で、例えば応能割に上げるとすると、先ほどおっしゃってましたように、200万、300万の中間層に、かな

りこの税を負担いただくということが起こってまいりますので、そのあたりは国保の加入者の先ほど出ましたような所得の特性というのですか、そういう部分を考慮しながら、実際にそれを傾けるのか、やはり50・50でいくのか、というのは少し慎重に検討しないと、一律所得割に移行すると、若干よそではそういう形の動きがあるようではありますけれども、これまでにですけどね。それだけでは言えない、野洲の事例を踏まえて、少し幾つかシミュレーションしながら、今度次税率改正いつになるかわかりませんが、ある程度具体的なケースを踏まえて、検討しながら、また議員にもご意見賜りながら検討したいと考えております。

○議長（鈴木市朗君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今部長が言われたとおり、単純機械的に応能応益を変えると、確かにこの黄色の部分の所得200万円以下の方は一定軽減になると思います。だからと言って、確かにこの200万、300万、400万の中間層、確かにここら辺が逆に上がる可能性があるのは事実です。

しかし、全体として、今回応能応益の撤廃がされたということは、うまく変更すれば市町村の状況を加味しながら、低所得者層の負担軽減にもつながりますし、これは前向きに検討をしていただきたいと思うんですね。これまで国がペナルティをかけて、50・50にせよと一貫して言ってきたのが一応廃止されたわけですのでね。検討してもらいたいと思います。

最後なんですけれども、先ほど少し言いましたが、今後の国にかかわることなんですけれども、国保制度のあり方なんですけれども、もちろん今、市町村が運営が主体であります、さっき少し言いましたように、今公益化とか一元化とか、いろんな議論があるんですけれども、しかしこの間再三指摘しているのは、国であろうが市町村であろうが、国保制度そのものが低所得者層を基盤にした制度、そして法律では、法律に基づく社会保障制度、ですから制度を単純に一元化公益化しても何ら解決につながらない。言葉は悪いですが、所得の低い層の団体が幾ら集まっても、それが国保会計が県で一本になっても、全然そんなうまくいくはずがありませんわね。単純に公益化しても根本的には何ら解決しない。これが一つ。

二つ目は先ほど言いましたように、とにもかくも国も県も市町村も、社会保障制度の立場に立つと、そういうことですので、改めて今言いましたことも含めて、国への意見表明なり、市の努力を最後に改めて求めておきたいと思いますが、今公益化とか一元化の見解

も含めて、お聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 方向自体が所得の低い方を前提にしているわけではなくて、発端は自営業とか農業の方で、結果としてそうなってます。その現状を直視する必要があると思ってます。

そういうことからすると、課題を抱えているものをいくら集めても、強くならないと思ってます。そういう意味では市町村が持とうが、それを県レベルでやろうが、問題は一緒に、問題の所在は別にあって、医療費あるいは社会保障費がふえている。そこをどう共有財で持っていくかという問題だと思ってます。

ただ、国の意図がどうかわかりませんが、日本の今の実用を見てますと、各県でもいわゆる中心都市と、それでないところではすごく格差が出ています。ですから、そういう意味では、国の読みを深読みしますと、都道府県内で、例えば県庁所在都市とそうでないところの所得格差を埋めることによって、急場しのぎくらいはできるかという読みをしている可能性があって、瞬間は機能する場合があるかもわかりませんが、さっき申し上げたように、根本的な解決にならないので。それとデメリットはやはり地域のことが分かっている保険者という今のメリットがなくなるということが一つのデメリットとして懸念される、市民に身近に接する形で保険業務が行われるか、サービスが行われるかという、こういったマイナス面も存在するので、慎重に国には検討した上で提言をしていきたいと思えます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩をいたします。再開を3時10分といたします。

（午後2時47分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第7号、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） それでは、1番、太田健一、一般質問、2つの項目について質問させていただきます。

まず、地デジ化に対する市の取り組みについて質問をしたいと思います。来年の2011年にテレビのアナログ放送が中止され、これは7月からなんですけど、地上デジタル放送へと移行されることは皆さんもご存じのことだと思います。これに向けての啓発や普及のための宣伝が広く行われる中で、地デジ放送を受信するためのチューナーや地デジ対応

のテレビを各メーカーが我先にと競って販売をしてきました。

皆さんはどうか。もう地デジは見られておられるでしょうか。私も既に部屋に購入して地デジへと切りかえています。確かに情報量の多さや映像の美しさには驚くほどの感動を覚えるぐらいです。日本じゅうの国民の方々がこの感動を共有できれば、それはすばらしいことだと思います。

しかし、現状、この地デジ化は大きな問題を巻き起こしています。

まず1点目に、現在なアナログ放送しか受信できない機器では、来年からテレビを一切見られなくなってしまうことです。これは経済的な理由で機器を買い換えられない方々は強制的にテレビが見られなくなってしまうこととなります。この地デジ化は国の施策であるにもかかわらず、基本的に地デジ対応機器の購入は自己負担となっています。余裕のある方々は既に切りかえを済ませていることとは思いますが、今日の厳しい社会情勢の中で困難な方々も多いのではないかと思います。行政側として住民の方々からの相談等があるのかどうかをまず1点目にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、市の基本的な考え方についてでございますが、太田議員もご承知のように、地上テレビ放送のデジタル化については、今までのアナログ放送が2011年7月24日に終了いたします。デジタル放送に移行となります。これにより電波の有効利用ができるようになり、今までにない多様なサービスの提供がされるようになります。今回のデジタル放送への移行は国の施策であります。先ほど太田議員もおっしゃいましたとおりでございますが。市の権限の及ぶところではありませんが、市の対応としては、総務省が各都道府県に設置をしております「テレビ受信者支援センター」、通称「デジサポ」と連携、協力しながらスムーズな移行ができるように努めてまいりたいと考えております。

住民の方々からの相談等についてのお尋ねであります。総務部の情報システム課がデジサポへの連絡窓口的な業務を行っておりまして、平成21年度は数件の相談などがありました。

また、市民部の市民生活相談室につきましては、地デジ化に関連しての悪質商法に対します相談の中で実施しておりまして、平成21年度につきましては4件の相談があったということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 相談は4件あって、これが悪質商法で、それ以外の件に関してはどういう内容だったのかと。

あと、この地デジ化へのこの野洲市の今の現状の移行率、どれぐらい地デジ化されているかとかその移行、地デジに変わっているのかというのをもし把握されているとしたら、数字として聞かせていただきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、移行率の関係でございますが、市内における移行率の数値というのは把握はしてございませんが、平成22年5月に総務省が発表いたしました都道府県別の地デジの放送対応受信機の世帯普及率でございますが、滋賀県は85.1%となっております。

相談内容については、中身まで今ちょっとここには持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） この地デジ化に伴っての大きな問題の2点目に、現在のアナログ放送を視聴する場合においても、例えば山間部やマンション等の障害で協調アンテナを活用しないといけないわけですが、この地デジ化に伴っても同じような障害が起こり得ると考えられます。いわゆるこの難視区域というのが野洲市内でどれぐらいあるのかというのを把握されているのかどうかと、具体的な地域がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

具体的な地域ということでございますが、把握はできておりません。しかしながら、総務省の資料では、共聴施設が設置されている数は50施設ぐらいはあるということで聞いております。

あと、ちょっと詳細なところは把握してございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） では、この共聴施設が50施設あるということだけれども、その共聴施設がどうなっているかということはまだわかってない。総務省の資料で、共聴施設が50施設あると、今そういう答弁でしたけど、その共聴施設が地デジ化に変わる共聴アンテナに変わっているどうかはわからないということですね。

この問題、難視区域に関しての問題で、実際に私自身が難視区域の住民の方から相談を受けているので、まずちょっと相談をしたいと思います。

その方の地域は、近年になって大きなマンションが建てられて、電波障害によってテレビ等が見られなくなるという問題が起きたために、現在はマンションの共聴アンテナによってアナログ放送を無事視聴できるという現状だそうです。共聴アンテナの設置は、マンションのオーナーの自己負担で設置したそうですが、マンション建設以前から暮らしておられる住民の方々への配慮としては、これは当然のことだと思います。

ですが、ここからが問題でありまして、今回の地デジ化に対しては多額の費用負担を嫌がってか、マンション側は新たに地デジ対応の共聴アンテナは建てないということをおられるそうです。これによって、その区域の住民の方々が仮に地デジ対応機器を設置しても、地デジ放送を見られないという現状が起きていて、見るためには各個人の家に地デジ用のアンテナを建てなければいけないというような問題が起きています。

この問題は全国的に起きていると思いますが、当初それはすべて自己負担になるのかどうかということで、私自身も今年の2月に湖南地区共産党市議団として政府交渉に訪れ、国側として難視区域のために踏み込んだ調査等、共聴アンテナ設置に対しての2分の1の費用負担を国が行うということをお聞きしました。これはここにも資料、行政の方も持っておられると思いますが、2分の1補助と、さらに既存のあるところに対しては2分の1、新たにまた難視区域として認定して建てる場所には3分の2を国が補助するというのは、これもまた最近できたということをお聞きしました。

ちょっと戻りますけれども、相談をされた方も約1カ月ぐらい前にNHKから調査が来たらしく、やはりアンテナを建てないといけないということや、その費用の個人負担が7万円前後もかかる旨を伝えられたということです。テレビ等の機器と合わせると、10数万円という大きな負担となるわけです。当然、その方は怒り心頭で、マンションにもどなり込む勢いと。それと、行政がこれに対して対応してくれるのかを踏み込むぞぐらいのことを僕のほうにおっしゃっておられました。

この問題は、この方の個々だけの問題ではなく、今後、来年の7月ということは、まだ1年ぐらいありますが、今後市内全域で起こり得るものと想定できますし、こういった住民同士はこうした問題で衝突するという可能性に対して、行政としての相談、指導、対策などが必要だと考えますが、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） 支援ということですけども、先ほど言いましたとおり、その役割を滋賀県で言いますと大津市にありますデジサポが担っていると思うんですけども、そこについてはいろんな個別に相談を受けましたりとか、あるいは訪問等をされての支援ということを知っています。

ご指摘のような事案につきまして、当然市のほうに相談がありましたら、速やかにデジサポへ指導等の支援を受けられるよう取り次ぎもしていきたいと思います。今お話にもありましたように、いろんな補助メニューも承知はしておるのですけれども、先ほど言いましたとおり、市のほうの権限といいますか、そういうものもございませんので、そのデジサポへの誘導といいますか、そういうことで努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 大津のデジサポで対応と、今そういう答弁がありましたけど、実際この地デジ化に対しての相談を国側が受ける窓口として開いていますが、住民の方々に聞くお話だと、デジサポに連絡しても、今言った問題ね、難視区域で共聴アンテナを建てないと見られないということに関しては、もう自己負担でと、もうそちらで相談をしてくださいというぐらいしか対応してくれなくて、全然がちが明かないということをおっしゃっておられました。本来ならば、先ほどにも話しましたとおり、この地デジ化は国の施策であるため、全額を国が本当は負担するようさまざまな対応を行うべきだと考えますけど、現状はこれできていなくて大きな問題がたくさんこれからまた起きていくと思います。

こういった住民の方々が困っていることに対して対処していくのがやはり行政の使命だと思うんですけど、例えば1つは、これはお聞きしたんですけど、甲賀市のほうでは、野洲とはちょっと環境が違いますけど、山間部が多くてあれなんですけど、本当にNHKの調査は車でどんと乗りつけて、大きなアンテナを建てて見られるか、電波が届くか届かないかを見るので、山間部ではそれでは見られると判断しても実際映らないという区域が多いから、そこに行政が入って行政の職員が実際に個人で持つアンテナ、そこが地デジを見られるのかどうかというのを調査して、ここに資料があるんですけど、ここに土山・甲賀という地域が書いてあって、細かい住所も書いてあるんですけど、そこが難視範囲見直し依頼とか登録済みとか、そこは難視区域どうかというのを市として把握して、それに対しての

どういう取り組みをしていくかというのを資料としてもつくっておられます。

これは先ほども野洲市にはないということもちょっと聞いたのですが、こういうものをやはりつくっていくことも必要だと思いますし、仮に今の現実問題、マンションの陰になって映らない区域は野洲にいっぱいあると思うんですね。駅前。僕が聞いているだけでも、2カ所ぐらいは聞いています。具体的なところはまだ言えないですけど、大きな寮とかマンションが建っている陰になって、その共聴アンテナを買い換えられない限り見られないと。そのマンションのオーナーが2分の1負担を嫌がってアンテナを建てないから見られないという現状があることに対して、例えば市としてそこに残りの2分の1を補助していくとか、そういうお考えがとおりかどうかをお聞きいたします。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 勉君） その補助の関係でございますが、市として補助していく考えはございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 大変財政厳しい中で、その補助は厳しいかなというのもあると思うのですが、仮に補助できないとするなら、そのマンションのオーナーに対して、その市民の方々と難視区域の方々と一緒にかかけ合っていく、そういうような考えはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（岡野 弁君） 非常に難しいと思います。やはり民民の話になりますので、そこへ行政がどこまでかかわっていくのがいいのか、あるいはかかるとかえって何かややこしくなるといったらおかしいですけども、そういう点では難しいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 民民のことなのでちょっと難しいということですが、これはもともと国の施策であって、国が行うことにはやはり行政にも自治体にももちろん責任があると思います。そして、実際に野洲の市民の人たちが今後の地デジに移行するのに関して、見られなくなって困ると、多額の負担も背負わなければいけないと、そういうような現状が今あるわけなんですね。まず、そういった難視区域というのは、野洲の市内だけでどこにあるのか、マンションの陰になってみられないとっておられる区域というのは結構あると思うんですけど、そういうところをまず把握することは大事だと僕は思います。

この問題は、今6月ですけど、来年の7月に向けて1年以上ありますけど、結構まだ大

丈夫やろなと思ってテレビを購入されてない方とかもいると思われませんか。まだ80何%なので残りの20%近くの方は買いかえてないので、そういう方々がこれからテレビを買ったけれども見られないという問題もこれからもいっぱい出てくるんじゃないかと思います。来年の7月、ぎりぎりになってまでは。そういうことを把握して、実態を把握して、市としてお金を出すのが苦しいとかいろいろあるのであれば、国に対してこういう問題があるということ、対策を練ってほしいということを実況把握して言っていくべきだと思います。

そう思うので、それに関して何か思うところはありますか。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の地デジへの転換は今、太田議員もおっしゃいましたように、国の一元的な政策でやられています。電波行政というのはかなり厳しくやられていまして、責任と権限を持っております。

ただ、設計されたときに細かいところまでいってませんので、当然、今ご指摘のような問題が生じていると思います。だから、それをどうするかというのは、確かに具体的な例で言えばマンションでの電波障害、これは市民の問題ではあるのですが、政策転換で生じてきた問題で、その当事者同士に責があるわけではないわけですから、そのルールが今きちっとされていません。

それと、NHKという放送局は公共放送で受信料をとって、一方ではすべての国民に情報提供する責務を負っているという建前でやっていますから、そのあたりの姿勢がどうか。先ほどバスでもご指摘がありましたように、バリアフリーの一番基本的な考え方は、単なる物理的な障害じゃなしに情報の共有化が図れるかどうかということですから、そういう観点からもやはり、市の責任はないと思いますが、市民のためにその権限が守られるように国の制度に対してきちっと観点をもって提案・要望していくということが必要だと思っていますから、もう少し実態を見ないと、おっしゃるように、いざデジタル一本になったときに初めて障害に気づかれる方があると思いますから、そういう方への対応も含めて調査と検討は進めていきたいと思っています。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 今、市長がおっしゃられたように、本当にこれからいろいろ出てくる問題だと思うので、困る方々がたくさんでと思うので、そういうような対応でお願いしておきたいと思っています。

もう一点、次の質問に変わるんですけど、新卒雇用についての質問をしたいと思います。一昨年末の経済危機以降、雇用の問題をたびたび取り上げて質問してきましたが、今回は新卒雇用について質問したいと思います。

4月の赤旗新聞の記事に日本高等学校教職員組合と全国私立学校教職員組合連合の2009年度高校生の就職内定実態調査の発表の中に、高校生と教職員が悲鳴を上げているとありました。就職内定率は派遣切り、内定取り消しが巻き起こった昨年をさらに下回って史上最悪となり、就職活動のルール破壊が広がっている実態がここに浮かび上がっています。まさに今、学生や高校生に氷河期の再来という深刻な就職難が襲いかかっています。何十社も面接に行ったけど全部だめだった、自分は社会に必要な人間なのか、そんなような深刻な訴えが多いですが、これは個人の問題だけではなく、今の日本の経済社会の行き詰まりの中の犠牲者でもありと考えられます。

先日、市民の方々への訪問活動の中で、あるお母さんがこんなことを言っておられました。「自分の息子と娘2人とも20代と30代でまだ実家にいて暮らして働いているけど、経済的な展望が見えないから結婚さえも考えられない状況。周りにもそういったような子どもたちがたくさんいて本当に驚いている。今の子どもらは本当にかわいそうだ。自分たちの時代は高度経済成長の中でまじめに働きさえすれば報われていた。けど、今の子どもらは働いても働いても給料も上がらず、自分の自信を失っている子どもが多い」、こんなようなお話でしたが、新卒の若者だけでなく、既に社会人として働いている若者の実態そのものがこれだけ切実に厳しい現状では、これから社会に羽ばたこうとする人々の目に映る社会というものは暗くなるのは当然です。

さらに、1万人を対象に行った投資信託会社の調査の中にも、大企業は空前の利益を上げる一方で、労働者の賃金は逆に減り続けている異常事態のもとで、サラリーマンの6割が退職後の生活費不足を心配し、4割の人が退職後の生活資金を全く準備できていないという実態が明らかにされています。

一方、1人で2人分働かせるというような異常な長時間労働が横行し、過労死や過労自殺が後を絶ちません。

本当に、日本のこの雇用のルールというものがめちゃくちゃにされて壊されてきている現実が浮き上がってきていると思います。

私の世代の人たちの中でも、今の多くの若者はとても現実的な考えに固まってしまって、大きな夢を語らなくなっているということをよく耳にします。今回、この新卒雇用の問題

を調査する中でも、自分はどんな仕事をしたいのかより、働けるならどこでもいいから就職したいというような学生さんや高校生の方々の声をたくさん聞いて、本当に厳しいんだなという現状を目の当たりにしました。若者特有のかなうかなわなないかはわからなくても、やったるぞというようなエネルギーやモチベーションさえも今はこう奪ってしまっているような社会になっているように僕は感じています。

こんなふうに未来の日本を背負っていくべき若者たちが、将来に夢や希望を持たない現代社会をつくり上げてしまっている大人には、やはり大きな責任があるのではないのでしょうか。社会全体で若者を育てていこうという人材育成の観点がなく、その場限りの労働力として使い捨てをやめない限り、これは解決しない問題だと思います。人材は宝と言いますが、一人一人の若者を力ある存在に育て上げるためには、やはり長い時間と豊かな環境が必要だと思います。現在の社会のシステムを変えていくことが早急に求められます。

まず1点目に、こういった現状についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の新卒者初め若者の雇用についてのご質問の中の見解についてお答えします。

ことしの4月1日現在の全国の就職内定率は、大卒で91.8%、短大卒で88.4%、高校卒で93.9%ということで、議員もご指摘されましたように、就職氷河期と言われた約10年前と同水準の厳しい状況になっていると思っています。

また、5月の月例経済報告でも、「景気は持ち直していると言いつつ、失業率が高水準にあるなど厳しい状況であって、雇用情勢の悪化、懸念が依然残っている」という分析もしておりまして、先行きは本当に厳しいと思っています。

特に、このような中で、ご指摘のように若い世代、特に新卒者にそのしわ寄せが一番寄っているというふうに思っております。

そもそも職業というのは生活の糧を得る手段であることはもちろんですが、それにとどまらず人格形成ですとか社会参加あるいは社会貢献という重要な役割を担っておりまして、こういった日本の将来を担う若い世代の人たちの職が十分ないという状況は単に今の問題ではなくて、これから10年、20年先の日本の国のあり方をも困難にする重大な課題だと考えております。

そういう意味で、一日も早く状況の改善を私も望んでおりますが、市としてもいろんな公共発注あるいは市内での公共サービスで今、権限と財政的な可能性のある部分で最大限

やっているとと思っています。今年度予算も11%増というのも、不要なものでの事業ではなくて、おかれていた耐震対策ですとか消防署の移設ですとかそういった必要なもので市民への公共サービスを裏打ちする形で雇用を拡大していけると思いますし、あと特別支援ですとか、あるいは幼稚園・保育園での人的支援で100人近くの方、非正規ではありませんけれども、雇用はふえていると思います。

ただ、やはり議員もご指摘のように、国での積極的な取り組みが必要です。ですから、国にも、市長会を通じても働きかけていますが、積極的な取り組みを望みたいと思っています。

ただ、やはり具体的にどういう職が望まれているのか、あるいはどういう職がどのような分野で、どれだけ生み出せるのかという具体的な検討をしないとだめでして、よく言われるように、農業ですとか環境ですとか観光とか、また今も総理大臣も3Kと言っているみたいで、これもかつて滋賀県の前の知事が10年前に言っていた3Kで、環境・健康・観光と。でも、これは10年以上前からもう言われていましたけれども、そんな生やさしいものではございません。ですから、本当に真剣にどこでどういう職が生まれるのかを考えないといけないと思っています。

それと、もう一つの課題は、市内の立地の大企業もそういう動向に乗ってますけれども、国外展開で図られています。これは為替相場、円高どまりとなっているということは、国際的に見ると相対的に日本の人件費が高どまりしている。国内で見ると格差が広がって、条件のいい方と悪い方がいますけれども、その条件の悪い方でさえも国際的に見れば人件費が高いという状態で、日本の中で職が生み出せない状況になっています。

ただ、一声で為替相場が変わるわけではありませんから、やはり中長期的な展望のもとで雇用政策あるいは福祉政策、そして税の仕組みを総合的に見直して職を生み出していく本当に抜本的な取り組みが期待されますので、そのあたりをやはり国レベルでの取り組みに期待をせざるを得ないかなというふうに思っております。

以上、見解として述べさせていただきました。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 市長の見解も同じように厳しいということ、共感していただいております。

きのうのテレビの夕方のニュースだったのですが、今新卒切りというものも出ているということを取り上げられていました。新卒、今厳しいこういう状況の中で、新卒の方を

雇ったけれども、それを1週間か10日間ぐらいでやめさせる、そういうように持っている会社があるということが、今すごく大きく広がっているということが取り上げられました。本当に会社に入る自体大変なのに、入ってからもすごく大変だという現状なんだなということを改めて感じました。

この一番の問題というのは、先ほど市長も国の根幹の部分の問題だと言われましたが、本当に新卒者の求人が現象しているのは、この景気の悪化だけじゃなくて、派遣や請け負いなどの非正規雇用の拡大が根本にあると思います。製造業の大企業、従業員500人以上が雇用している労働者は、1994年の269万人から187万人と現在82万人も、これは30%も減っています。

一方で、日本の大企業はこの10年間に内部留保を142兆円から229兆円にもふやしています。急激な生産調整も終わって、アジアなどへの輸出やエコカー減税などの効果もあって、確かに自動車、電機初め大企業の実績も収益も回復しつつあります。ところが、生産が回復しても使い捨てできる派遣や期間社員などの非正規雇用の賦活で対応して、正社員をふやそうとしていません。こんなことが続く限り、新卒者への就職難も根本部分は解決しないと思います。

新卒者の就職難打開のためにも、非正規雇用に拡大した労働法制の規制緩和を抜本的に見直して、日本の雇用のあり方そのものを非正規から正社員へと展開することがどうしても必要だと思います。

こういった現状の中で、野洲市内の実態というのをお聞きしたいと思うのですが、現在の市内の中小企業数の倒産廃業の数、新規雇用の数、このそれぞれを現在と10年前との推移でその比較がわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 太田議員のまず現在の市内の中小企業数のご質問でございますが、市で把握できる数値にはおのずと限界がありますので、その点、あらかじめご了承くださいと思います。

平成18年度の事業所・企業統計調査（5年毎調査）による数値でございますが、厳密に中小企業とは限定ができませんが、総数では市内に1,788事業所がございまして、その内訳は従業員1から4人が1,073事業所、5から9人が318事業所、10から29人が287事業所、30人以上が110事業所となっております。

次に、市内の倒産・廃業の数でございます。これにつきましても数値としては把握はし

てございませんが、民間の信用調査会社の調査でございますが、府県別の倒産件数を公表されております。これによりますと、滋賀県では平成21年、対前年比31件増の211件であり、過去最悪を連続で更新しているとのことでございます。

それと、新規雇用の数でございますが、これにつきましては把握ができておりません。

それと、それぞれ現在と10年前の推移との比較でございますが、それぞれに比較を把握しておる分につきましては、市内の事業所数の10年前との比較では、総数で138事業所の減となっております。その内訳といたしましては、従業員1から4人が112事業所の減、従業員5から9人の事業所が52事業所の減、従業員10から29人の事業所が23事業所の増、30人以上の事業所が3事業所の増と、それぞれ推移をしております。

倒産件数の推移であります。先ほど言いましたように、滋賀県の平成12年度の県内の倒産件数は148件であったことから、比較では63件の増でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 今データをいろいろ教えてもらったのですけれども、これは5年ごとの統計ということで、野洲市内の近年の実態ではないということですよ。大切なのは、リーマンショック前、この後と、一昨年のごく状況が変わっているの、その実態をまずつかんだ上で、これからのさまざまな施策なり方向なりを示していくべきだと思うので、実態と調査をやらなければいけない、これはたびたびその話は雇用の問題については訴えさせてもらっていますが、と思います。

その中で今、高卒者を初め地元での就職を希望する若者も増えているというふうに聞きます。若い人はどうしても都心のほうとか大阪だったり東京へ行きたいとか僕らの世代のときもありましたけど、野洲の田舎にはいたくないという人もたくさんいた時代がありましたが、今は逆に地元で就職したいと。それは家計を支えるために地元から離れられないという事情もあるでしょうし、こういった現状からも地場産業の育成など地域経済の活性化という視点から、やはり地元での雇用創出を重視して新卒者の就職難を打開する野洲市独自の施策の実現が必要ではないかと考えます。

幾つかの自治体で積極的な取り組みが始まっていて、それについて幾つか紹介をしたいと思えます。

これは今春に就職できなかった高卒者に対し、専門学校や企業などでスキルアップできるように学費や受託した企業に賃金助成を行っている。これは秋田県。

もう一つは新規高卒者100人を対象に、中小企業への半年間のインターンシップを仲介する事業。これは宮城県です。

今春卒業の未就職の高校生100人を対象に府が4カ月間雇用し、月8万円の賃金を支給しながら介護、農林業などの人材育成プログラムを受ける事業。これは京都府です。

今春卒業の高校生を臨時雇用し、働きながら就職活動を行えるように配慮する。これは和歌山県。

これは県とか府の取り組みですけど、仙台市では新規高卒者を採用した事業主に1人当たり10万円から30万円の助成と。こういうことも行っていますが、野洲市ではこういったような独自の施策を行っておられるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 地元での雇用創出、就職難を打開する市独自の施策についてでございますが、先ほど市長が述べられましたことにも関連いたしますが、これまでの企業誘致、そして市内の大企業、中小企業を含めた立地企業の発展・活性化が雇用創出に結びつくものと考えておりますし、雇用創出という面で、市が現在進めております学校耐震化や学童保育所の施設整備事業、あるいは昨年から実施しております緊急雇用創出特別推進事業による特別支援教育や教育相談サポート事業、小1すこやかな支援員事業、その他各種事業の展開により、新たな雇用創出をしているところでございます。

さらに、5月に開所いたしました野洲市ものづくり経営交流センターでは、今、企業が取り組む人材育成や経営改善といったニーズにこたえ、地域産業の発展を目指すものであり、この取り組みは、まさに市内企業等が元気になっていただくのと同時に、雇用の創出に結びつくものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） さまざまな施策はあるというふうに今お聞きしましたが、基本はこれ国の施策の中というか、国からもらったお金の中でやられているものだというふうには聞いているんですけど、やはり市独自で頑張っていくという姿勢がまず大事じゃないかなと思います。先ほども言いましたけども、今の雇用の問題に対して取り組む場合に、まず物事を進める前に実態はどうなっているのか、野洲市のことをするわけですから、市内の現状をやはり、統計データとか広範なところではなくて、野洲市の中でのことをちょっと。確かに行政の方も大変だと思います。今のこの状況の中で頑張っておられると思いま

すけど、また仕事がふえてしまうことにもなるかもしれないですけども、やはりまずは現状は足を運んで、そういう実態をつかんで、どういう声があるのかとか現状を知った上で、その上で施策を進めていく、考えていくということをしないと、つかんでないのにやはりできない、机上の空論みたいなことにもなるのではないかというふうに思います。

本当に、最初の話に戻ってしまいますけど、根本の部分はやはり国の体制そのものが変わらないといけないというところがあるので、国に対して強く、先ほど市長も声を上げていっていると言われましたけど、本当にこういう若い人たちの実態、僕も40前なのでそんなに若くないですけども、本当に10代、20代の人たち、そういう人たちの気持ちをしっかり酌んであげて取り組んでいってもらいたいと思います。

3月のときに雇用の問題を取り上げたと思うんですけど、例えば野洲高生の卒業生で市内企業に対する就職があったのかどうかというのを僕は直接聞きに行って、「ない」と、5月、6月に、前の年に学校側が何度か企業に対してお願いに上がったけど、実際に村田さんやら京セラやとか市内の大企業からの求人はもう1件もなかったというような現状がありました。もう年度は変わりましたので、今年も今ちょうど今年の卒業生、野洲高校はどうしても県のものですし、実際野洲高校に来ている学生さんは余り市内在住の方ではないというのも聞いています。ですけど、やはり地元の野洲市にある高校から地元の企業に働ける、雇用でどんどん人が行けるということをやっていけば、例えば地元の若い人が外に出て行かずに野洲にとどまろうというふうにも、野洲の学校に行つて地元の企業でと、今後の野洲の若い人たちの発展にもつながっていくと思うので、そういったものも学校に対する調査をするなり、学校と一緒に企業に対してまたかけ合っていくとか、そういったことをやっていくべきではないかと思うんですけど、それに関してのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の地域での雇用をふやすというご質問にお答えしますが、いつもご質問いただいておりますので、実態を知らないで施策は打てない、実態を知らないで課題を見つけられない。おっしゃるとおりです。

ただ、今の制度でいくと、具体的に野洲の企業の中の雇用がどうなっているか、これは職員が動きたくないからじゃなしに、企業の秘密保持、経営戦略があります。ですから、そこまでは踏み込めません。善意で答えてもらえる企業はあるかもわからないけど、それは統計上、全く意味がありません。

それと、野洲の若い世代が必ずしも野洲の学校にすべて行っておられるわけではない。守山の高校、栗東の高校、大津の高校。かつ就職についても県外に出ておられます。当然、だからもう少し広域なデータ、雇用データが一定の広域性を持っているのはそういう観点であって、野洲のばかり全部調べよと言っても余り意味がないと思います。

ただ、野洲に立地の企業についてどうするか、これだったら意味がありますが、雇用の観点からすると、もう少し中域・広域であっていいと私は思っています。

それと高校についてはやはり、これも前に言いましたけども、県一本で雇用対策の協議会とかつくってます。そこには今、市は残念ながら関与してないし、関与できない仕組みになっています。ですから、今、私たちができることは、可能な限り野洲の中で職がふえるような取り組みを最大限しているということにとどまらざるを得ない。

それと一方では、商工会とか工業会だとか、あるいは金融機関とかも情報交換し、あるいは個別の企業さんへも出かけて行って、最大限任意の形で情報を把握しようと思っています。

それと、先ほどやっていることは全部国の金で市の努力じゃないとおっしゃったんですけども、それは大いに違います。今の公共発注は、最大限国の交付金、補助金を使ってますけれども、その裏打ちも起債で市民の税金で計画的にお返しをしていこうと思っていますし、ものづくり交流センターも国の施策と全く違います。市で汗をかいた中に、国の今回の緊急雇用のお金を使っているだけであって、アイデアも汗もかいてまして、もしくはそういう認識で物事を考えていただいているんだったら残念だと思います。今、以上挙げたのが全部国の丸抱えの仕事だとか国から降ってきたみたいなものじゃなしに、地域の企業あるいは地域の人たちと汗をかいて職員が組み上げてきた事業で、そこはきちっと認識していただかないと困るということを申し上げておきます。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 僕はちょっと勉強不足なところもあったと思います。まだまだわからないことたくさんあるので、そこは勉強させていただきます。

とにかく現状、本当になかなか全体としてなかなか厳しい状況の中で変わってる部分と変わってないところもあると思うんですけど、早急に大きく変えていかないと、若い人ら僕もかかわることがいろんなところで多いので、見ていたら若い人たちは本当にエネルギーがないというか、パワーがないというのは、性格とかじゃなくて、それはこういう状況の中にいる人たちというのは大変だなというのをすごく感じます。

僕は結婚してないんですけど、今の若い人たちは僕と理由がまた違いますし、本当に厳しくてというのを見てたら大きく変えていかなきゃ、国にも声を上げなきゃならないし、市の行政としても頑張っ努力していかないといけないと思いますし、僕もそういうことにいろいろ取り組んで頑張っしていきたいと思いますので、ともに頑張っしていきたいと思うんで、またよろしくお願ひします。

○議長（鈴木市朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明11日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時00分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成22年6月10日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 梶山幾世

署名議員 井狩辰也